

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成30年2月20日

平成30年2月27日

熊取町議会

目 次

〔議員全員協議会（2月20日）〕

第3次行政構造改革プラン「アクションプログラム」について	2
新機軸による転入定住促進施策の実施について	19
いきいきくまとり高齢者計画2018（熊取町第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画） （案）の概要について	22
熊取町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（案）の概要について	30
町立保育所の民営化等について	34
国民健康保険の都道府県化について	39
熊取町空き家バンク制度について	43
熊取町都市計画マスタープラン（案）について	43
熊取町みどりの基本計画（案）について	45
熊取町下水道ビジョン（経営戦略）の策定について	46

〔議員全員協議会（2月27日）〕

その他	51
1. BNC T相談室業務の運用見直しについて	52
2. “熊取町×大阪体育大学” DASHプロジェクトに関する協働協定の締結について	53
3. 「宿泊施設事業実施を条件とする町有地賃貸借制限付一般競争入札の結果について」	53
4. 熊取町第2次男女共同参画プラン中間見直しについて	54
5. 町税等の収納方法の拡大（スマホ決済の導入）について	55
6. その他	56

議 員 全 員 協 議 会

月 日 平成30年2月20日(火曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則
	3	番	浦川佳浩	4	番	阪口均
	5	番	坂上昌史	6	番	鱧谷陽子
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	9	番	服部脩二	10	番	矢野正憲
	11	番	佐古員規	12	番	河合弘樹
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	教育長	勘六野朗	企画部長	貝口良夫
	企画部理事 兼シティプロモーション 推進課長	明松大介	企画部理事 兼財政課長	東野秀毅
	企画部理事	北川裕一	総務部長	南和仁
	総務部理事	林利秀	総務部理事	塩谷義和
	総務部理事 兼契約検査課長	阪上章	住民部長	藤原伸彦
	住民部統括理事	吉田潔	健康福祉部長	小山高宏
	健康福祉部理事	山本浩義	健康福祉部理事	山本雅隆
	健康福祉部理事	木村直義	都市整備部長	泉谷徹
	都市整備部理事	阪上敦司	都市整備部理事	大西宏
	会計管理者 兼会計課長	中谷ゆかり	上下水道部長	山戸寛
	上下水道部理事	永橋広幸	教育次長	阪上清隆
	教育委員会 事務局統括理事	吉田茂昭	政策企画課長	橘和彦
	人事課長	道端秀明	人権推進課長	馬場智代
	税務課長	阪上高寛	収納対策課長	堀口卓也
	健康・いきいき 高齢課長	石川節子	介護保険・障がい福祉課長	野原孝美
	介護保険・障がい福祉課参事	根来雅美	子育て支援課長	野津恵
	保育課長	阪上正順	保険年金課長	野津博美
	まちづくり計画 課長	馬場高章	水とみどり課長	庭瀬義浩
	下水道課長	山田卓幸		
事務局	局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

案 件

- 1) 第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」について
- 2) 新機軸による転入定住促進施策の実施について
- 3) いきいきくまとり高齢者計画2018(熊取町第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)
(案)の概要について

- 4) 熊取町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（案）の概要について
- 5) 町立保育所の民営化等について
- 6) 国民健康保険の都道府県化について
- 7) 熊取町空き家バンク制度について
- 8) 熊取町都市計画マスタープラン（案）について
- 9) 熊取町みどりの基本計画（案）について
- 10) 熊取町下水道ビジョン（経営戦略）の策定について
- 11) その他
 1. BNC T相談室業務の運用見直しについて
 2. “熊取町×大阪体育大学” DASHプロジェクトに関する協働協定の締結について
 3. 「宿泊施設事業実施を条件とする町有地賃貸借制限付一般競争入札の結果について」
 4. 熊取町第2次男女共同参画プラン中間見直しについて
 5. 町税等の収納方法の拡大（スマホ決済の導入）について

議長（坂上巳生男君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（坂上巳生男君）本日の案件は、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」についての件ほか9件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退室していただいて結構ですので、申し添えておきます。

それでは、案件1、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」についての件を説明願います。東野企画部理事兼財政課長。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）失礼いたします。1つ目の案件から恐縮なんですけれども、事前配付の資料で2カ所入力誤りがありまして、修正をお願いしたい点がございまして。

ページでいいますと7ページなんですけれども、横に通し番号振っております、16番、町民会館分館の廃止の一番右の列で目標効果額の5年の計の列があるんですけれども、下の括弧書きの5年間の分の合計が2,866となっているところを、ここを足していけば3,010となります。すみません、ここがまず1点ございまして。

それと、1ページめくっていただきまして通し番号の19番の真ん中ほどの列の取り組み内容の中で、一番右の端から改行がかかったところに「一括発」となっているんです。この「発」の後に「注」を追加していただければと思います。

申しわけございません。以後このようなことがないように気をつけたいと思います。

それでは、ご説明を始めさせていただきます。

本日は、昨年12月議会におきましてご可決賜りました第3次行財政構造改革プランの実行計画たるアクションプログラムの素案をお示しし、ご説明させていただきます。

昨年11月の会期前の議員全員協議会におきましては骨子という形でお示したものを、5年間のスケジュールと各年度における効果額を編集し、さらに新たな取り組み項目を追加する形で今回まとめさせていただきます。

それでは、素案の説明を進めさせていただきますが、11月にごらんいただいた以降に追加、変更された内容を中心にご説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして1ページ、1. 2. 3. とございますが、こちらの内容については変更はございません。

2ページをごらんになってください。

4. プランの改革の目標等における数値目標ということで、こちらについては文言の整理を行うとともに、数値目標ごとに取り組み前と取り組み後の収支推計の比較説明を、後段にあります20から21ページの別表を用いる形で括弧書きという形で加えております。ちなみに、四角い箱で網かけの下に白丸から始まっておりますが、こちらの改革項目における目標効果額はということで、次の行にいきますと、最後に括弧書きでP21※①参照ということを加えております。

ここで一旦、最後の21ページの別表2-2をごらんになってください。

表の右端に※①、※②とか入っていますけれども、先ほど※①参照にしてくださいということで書いておりました。ここが、※①のところに効果額の総計ということで、5年で36億1,600万円ということになっています。先ほど、前の文章では25億5,800万円以上の効果額が必要となっておりますということで、これで①のところがその効果額を上回ることができたという、そういう形の編集となっております。

ここで、もう一度2ページにお戻りください。

次の段落で白丸から始まる別表1ということで、段落の中でもちょうど下から3行目に括弧書きでP20の②、P21の②参照ということで書かせていただいておりますけれども、こちらも内容的に申し上げますと、単年度収支不足や累積赤字の解消につきまして先ほどの表を用いてあらわしているという形となります。

次に、数値目標2の主要3基金の基金残高を34年度末で6億円以上とすることにつきまして、同様に20ページ、21ページの表を引用する形で括弧書きで説明を加えてございます。

次に、数値目標の3につきましては、投資的経費の総事業費の上限を30億円とするという目標となりますが、今回、事業費総額を30億円に圧縮した場合にどの程度収支改善につながるかを計算するために用いた、各年度ごとの投資的経費シミュレーションの表を加えてございます。

また、3ページの上になお書きとしまして、年後ごとの事業別予算の配分については、各年度の財政状況（収支改善の度合い）を基本に、事業の緊急性、事業執行の効率性等の要素を総合的に判断し、予算編成を行うと今回つけ加えてございます。

続きまして、数値目標の4、人件費の見直しにつきましては、骨子段階からの変更はございません。

次に、5. プログラムの推進における取り組み後の収支推計については、別表2-2ということで、21ページの表のとおりという形で記してございます。

続きまして、6. アクションプログラムの推進による適切な進行管理につきましては、今回変更したのが、段落の中段からのくだりでちょうど上から3行目、「働き方改革など」というところから少し編集を変えております。「働き方改革などの社会経済状況や地方財政状況の変化を的確に捉え、取組の効果が不十分と判断される場合は、適切な取組を随時追加することにより、目標達成に向けて不断の取組を進める」とまとめてございます。これ自体が今回、平成29年度でアクションプログラムを一旦まとめた後、このままではなくて計画期間中、常にブラッシュアップをかけていくというような内容の意味合いで書かせていただいております。

次に、4ページにつきましては、各取り組み項目ごとの分野別の効果額を振り分けた表となります。

次に、5ページ以降が具体の取り組み項目となりまして、横編集になりますので横に向けてごらんになってください。こちらも、新たに加えられた項目を中心にご説明したいと思います。

まず、7ページまでお進みいただきまして、左の列が通し番号でナンバーとなっております。上

のほうからになります。13、14、15、こちらが、指定管理の導入検討につきまして今回具体的な項目として追加しているものでございます。30年度から始まる永楽ゆめの森公園、町民会館・公民館等、図書館等ということで、3つの項目を今回加えてございます。

ここで、13番の年度ごとの効果額の表記につきまして、括弧書きで2段書きとなっております。こちらは、括弧書きのほうが別の項目に一括計上してまとめている関係上、外書き表記で分類して記載してございます。これは、重複集計しないために括弧書きの数値は全体の集計の対象となっていないことをあらわすための表記となっております。具体的には、13の項目では、取り組み内容の米印以降書いておるとおりで、括弧書きの数値は(3) -12、非正規職員の削減の項目に一括計上している。また、外書き数字であるというのはそういう意味合いでございます。具体的には、臨時職員の方が指定管理の中で直営の採用が不要になる部分についての効果額が外書きとなっております。

次に、同じページの一番下、18番目です。教育・子どもセンターの再構築につきましては、町民会館分館の閉鎖に伴いその機能を包含するものということで、項目を追加させていただいております。

続きまして、10ページまでお進みください。

10ページの中ほど、通し番号の33、だんじりパレードにおける記念品の見直しから37番目の敬老表彰の見直しまでが、イベント関係、記念品関係として新たに取り組みを追加させていただいたものとなります。

次に、一つ飛んで通し番号39です。こちらの取り組みについては、幼児教育無償化の取り組みのタイミングと合わせて、対象者の方をより困窮度の高い方に絞り込む見直しを検討するというので、今回追加させていただいております。

次に、12ページまでお進みください。

45番の業務の見直しによる非正規職員の削減の項目につきましては、先ほどもございました他の項目で括弧書きで表示されている効果額をこの項目で一括計上する形で、いわゆる項目として全体としてどれくらい効果額を出しているかというのをここであらわしている形となります。

次に、12ページの一番下、48番ですが、新たな転入・定住促進の推進ということで、三世代近居や社宅誘致に関する取り組みを加えてございます。

続きまして、13ページの52番が受益地のないため池の売却検討、53が旧朝代ちびっこ広場の売却、54番がため池を活用した使用料徴収の取り組み、55番が小学校余裕教室の活用、その次の56番も町有財産の活用ということで旧南保育所売却の検討となり、新たに今回つけ加えさせていただいております。

次に、15ページの65番をごらんになってください。こちらは一般廃棄物処理手数料（指定袋分）ということで、近隣自治体の料金水準を踏まえ、見直しの検討を新たに項目としてつけ加えております。こちらは、料金を見直すのとあわせて、そこで生まれてくる財源で10リットル可燃ごみ袋の導入と小型不燃ごみの定期収集をあわせて実施するという、一つのパッケージになっているような取り組みとなります。

次に、16ページの67番、一番上をごらんになってください。こちらは、無料施設の使用料徴収の検討につきましても、現在無料で使用できる施設について一定の使用料をご負担いただくことについて検討を行うものでございます。

次に、一番下の72番です。人件費の削減として、副町長、教育長の給料をおのおの10%、5%カットするという取り組みでございます。

次に、17ページの73番です。町長、副町長、教育長の期末手当支給率につきまして、平成29年人事院勧告に伴う改定を行わなかったことについての効果額を上げさせていただいております。

次に、18ページの80番、ここでは、コミュニティ助成金を活用し、各自治会に対し新たな支援としまして19万円の規模での助成金を3年で全自治会を一巡する方法で交付して、各自治会で必要な

ニーズに合わせた備品等を整備していただくという内容でございます。

続きまして、19ページの87番と89番につきましては、議会における取り組みということで、だんじりパレードにおける記念品の見直し、期末手当の支給率の据え置きということで、今回取り組みが追加されたところでございます。

次に、21ページの表をごらんになってください。先ほどの取り組み項目の効果額が収支推計にどのような影響を与えるかについてまとめてございます。

まず、表1の歳入歳出決算見込みにつきましては、取り組み前の単純集計の状況をあらわしている表となります。3行目の白抜きの行となりますけれども、歳入歳出差引の白い行、一番右端がマイナス8億8,800万円となる行が単純収支の行となりまして、各年度7億円から8億円のいわゆる赤字が出ているという状況になります。その下の網かけの行が改革効果額の各年度の数値で、合計額が※①の先ほどのとおりで、36億1,600万円という形となります。

次に、効果額を単純収支に加味しますと、歳入歳出差引（改革後）の行となります。平成34年度では、一番右の※②のとおり、100万円で黒字化した状況となります。

次に、表2、基金繰り入れ後の収支の表につきましては、歳入歳出差引（改革後）に主要基金である公共施設整備基金を繰り入れた後に、実質収支5,000万円の黒字を出すために財政調整基金を繰り入れておりますが、取り組み前に比べて大幅に基金繰り入れが少なくなっており、※③のとおり、赤字が全く出ておりませんので累積赤字も生じていないと、解消されているという状況でございます。

一番下の表3、各基金年度末現在高につきましては※⑤のとおりです。目標の6億円を上回る現金ベースでの基金残高が残っている状況でございます。

以上、通してご説明しましたが、この収支の改善につきましては昨年度や今年度と同規模の3億円規模のふるさと寄附をいただけることが前提となっております。経常的な一般財源を確保して収支を改善している部分もありますが、やはり寄附頼みという状況の中身となっております。今回のアクションプログラムは29年度末時点でのアクションプログラムとして考えておりまして、先ほども申しましたように、5年を通じて引き続き進行管理が必要なものとして運用していくことが極めて重要と考えております。また、中身によりましては条例改正、予算にかかわるものもございしますので、その都度その都度に議員の皆様方のご審議を仰ぐという状況になってくるかと思っております。

この素案に盛り込まれた取り組みを進めることで収支の均衡が図られ、持続可能なまちを目指していきたいと考えてございますが、直近の平成28年度の決算状況、経常収支比率99.9%という現状下におきましては、経常収支比率に影響を与えない都市計画税や固定資産税の超過課税といった税収がない本町にとりましては、新規事業や施策の拡充については、既存事業をスクラップするなど常に財源の工面が必須となってきます。議員皆様からのご要望事項に対しまして、予算に反映されるまでに時間を要することも今後多くなるかと存じますが、限られた財源の中で事業を選択する時代に突入しているというような考えを持っております。皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。重光議員。

2番（重光俊則君）細かい項目の質問になって申しわけないですが、全体的には検討項目もふえて削減額が上がっているということで、前回の見直しから見たらかなり評価できるものだと思います。ただ、この計画については年度ごとに見直しをしていくということを約束されていますので、それをきっちり評価して見直し、さらなる削減とか効率化を目指していただきたいと思っております。

9ページの項目なんですけど、有給インターシップ事業の廃止となっているんです。有給インターシップについては、近隣ではやって、近隣自治体とかそれがどういう状況にあるかが評価のあれになるかなと思うんですけども、熊取町だけが有給インターシップを外すということですから、

それがなくなるというのはどういう状況なのでしょう。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）有給インターンシップと申しますと、インターンシップと申しますと普通、学生がボランティアとか、大学から委託料をいただいて町で受け入れをするというイメージがございしますが、有給インターンシップ事業と申しますのは、学校を卒業された後、正社員としてなかなか就職できない若者就労支援という観点の中で、もしくは今まで職業能力を身につける機会がない、例えばパソコンをよう打たん、なかなか打ちにくいとかそういうふうな方とか、いわゆる求職中の若者の方を熊取町の臨時職員としてお雇いさせていただいて、そこでいろんな知識、社会人の経験を積んでいくというふうなそういう事業でございます。ですので、有給と申しますと臨時職員として雇用するわけですので、そこはしっかりとお給料をお支払いするという、そういう事業として平成21年度から進めてまいりました。

ですので、私どもでも通常のインターンシップというのは、大学からの受け入れというのは人事課を通じて例年やらせていただいております。それはそれとして今後も続けて、それとは別に、費用をかけてお雇いするのを行革の観点の中で廃止するというところでございまして、申しわけございませんが、余り当時、立ち上げのときから、近隣の自治体とかで導入しているというのはお聞きしたことはございません。正確なところは把握してございませんけれども、そういった中で廃止するものでございまして、インターンシップそのものは、必要な事業としては進めていくというところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ありがとうございます。私も学生のほうが念頭にあったものですから、よくわかりました。

続きまして、10ページの34番から37番まで、記念品の廃止だとかイベントの廃止、イベントの縮小、敬老表彰等の見直しがあるんですけども、それぞれいろんな項目を廃止することをもう30年度から入れていくというのと、検討するというのがあるんです。これについて、それぞれ現在はどういう状況であって、それを廃止することによってどういう影響が出るか、効果額はここにあるんでしょうけれど、廃止によるメリット、デメリット、あるいは例えば子ども向けのイベントだったらそれを別のところに吸収していくとかそういう、廃止はするけれども、これは単なる廃止するのか、廃止するんだったらなぜかとか、その辺がわかるような住民説明ができるように計画提示していただきたいんですが、それはできますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事兼財政課長。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）全般的なお話となるかもわからないんですけども、今回は、取り組み項目を一旦まとめて町の財政にどういう影響があるかをまずお示しする、その一つのステップだというふうに考えております。その中でも一つに、35番なんかですとイベントの廃止ということで、七夕 in 煉瓦館について一旦、直営としての取り組みは今回こういう形で上げさせていただいているんですけども、にぎわい観光協会でその後引き継いでもらえるような形の検討も並行して進めていきたいというような、そういう書きぶりにもなっております。全てが全てこういう形の次のステップというのがここに書いていないのは申しわけないですけども、同様な形で何かしら……。

ただ、今回こういうイベント関係で上げさせていただいているのが、一つは予算にいわゆる直接あらわれないような人的なそういう作業時間等もありまして、その部分の効果についても事業の見直しというのは、今回の行革の中でも大きな柱になっています。ひいてはそれが人数等にも今後影響が出てくるであろうというところの意図、用途はそのあたりにつなげておりますので、施策の進め方は各担当課で検討していただく部分はあるんですけども、大きくこの取り組みがなぜこういう形で上げさせていただいているというのはそういう意味合いでございますので、よろしくお願

いたします。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）10ページの34番の記念品の関係ですけれども、イベントとしては異色ですので若干考え方だけ補足させていただきます。

記念品等については、町民スポーツ賞であったり文化賞、こういったところで実績を見ましたら、28年度でスポーツ賞でしたら28件ございますし、文化賞も1件、あと感謝状ということで、行政委員会の委員がおやめになられた分は区長、町政連絡事務嘱託員連絡会で交代される際などの感謝状等も62件、28年度ございます。こういったところは大体1,500円程度のタオルであったり、今でしたら電動歯ブラシとか、そういったかさばらないものとかをピックアップしてお渡ししておったんですけれども、こういったところを行革の折ですので、そういったところにかえて、例えばジャンプ君とかメジナちゃん、キャラクターのああいっただグッズとかをつくっておりますので、そういったものを代用するような形で当分の間は対応させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）記念品もそうですけれども、いろんなイベントにつきましても、子ども向けイベントだとか藍染め教室の縮小とかそういうのが、こういうのが決まって検討してすぐ実施したよというのは、大体今までは、あ、これがこうなると後になってわかることが多いんですが、やはりここに上げられている項目でやることについては、事前に町民の方に知らせると同時に議員のほうにもかけていただいて、そのときにはその評価をしていただきたいと希望します。

それから、先ほど説明がありましたいろんなイベントの中止等は人件費の抑制も考えているということで、これは非常に重要なことで、このイベントに対して発生している経費だけの問題じゃなくて、人件費を熊取町はどれぐらいかけているのか非常に重要なところなんです、なかなかそこは今までターゲットにされていないですね、具体的な数値として。それを念頭に置いてやっているということは、人件費削減効果はどうかというのも十分に私たちにわかるように説明していただいたほうがより効果的かと思しますので、よろしくをお願いします。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事兼財政課長。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）一つ一つのイベントの分で、例えば人が0.5人分とかというのは、なかなかそこまでいかないと思います。ただ、着目点としまして予算に先ほど申し上げたところの視点を持って取り組んでいるということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑があれば承ります。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）何点かあるんですが、今の同じ36のイベント等の縮小の件につきましては、ちょっと私は別な意見でありまして、イベント縮小、廃止というよりか、これは交流人口をふやすこととなりますので、人件費等を言っていました、地域住民のボランティアがいろいろそういったイベントに参加しながら熊取町の活性化に協力していただいているかと思えます。その中で事業費の削減というものだけではなくて、そこで何か入になるもの、商工会等入っていただいている、そういった中で出店を出してもらってもっと活性化しながら、そこでお金が動くようなもの考えることによって、人件費やそういった事業費削減ではなくて、もっとお金が熊取町内に動くんじゃないかなと、そういうもうちょっと入になるようなものとして捉えていただけたらなというふうに思いますので、イベント等の縮小というのは、ちょっと私は賛成しかねます。

それと、ほかのところもいっぱいあるんですが、15ページの63番のふるさと納税の件です。先ほど一応、毎年3億円あることを前提としてというような説明がありましたが、この計画実施年度スケジュールを見たら2億円にしかなくなってはいませんか。その辺はどうなんですか。

議長（坂上巳生男君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘和彦君）こちらは、確かに寄附金としては現状実績ベースの3億円という形で効果額を見込んでございますが、当然、寄附金に対して謝礼品ということで実質お返ししている分もご

ございますので、手元に残るという分で経費を差し引いた部分でございます。現在、謝礼品の割合を3割と見越しております。それに決済手数料であったり等の経費で大体32%ぐらいを経費率として計算しておりますので、3億円掛ける68%で2億400万円というところ、その5年間の効果額ということで、この効果額の最低範囲として我々の持っている目標です。当然、これをさらに高める努力は今後続けるんですけども、それを数字を上げてしまいますと当然どんどんいい結果だけが出てきますので、それは皮算用になってはいけませんので、現在の実績ベースを軸に一旦効果額という形での計算となっております。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。効果額ではそうなるというところですね。3億円をベースにということがわかりました。

こうやって拡充に努めるということですので、しっかりPR等をしていただきながら推進していただきたいと思うんですが、先般、議会報告会の中で、謝礼品の冊子につきまして、ホームページ等にはどういったものがあるというのは載っているんですけども、冊子自体はないですよ、町内の方に。だから、そういったもの。

議長（坂上巳生男君） 橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君） ふるさと納税を拡充したときには一応紙ベースのカatalog的なパンフレットも作成しました。ただ現状、ふるさと納税の寄附者の大半は、基本的にはインターネット経由でございます。あと、住民向けにすることは可能かと思うんですが、住民の方には謝礼品の発送は現在行っておりませんので、総務省の通知に基づきまして。ですので、住民向けのいわゆる謝礼品の載ったものをつくったとしてもそれを住民にお届けすることが現状できないということで、いわゆる紙ベースのパンフレットというのがふるさと納税においてそれほど効果的なツールではないというふうに認識しております。PRの効果として、ふるさとチョイスであったりそういったポータルサイトでの部分でいかに広告、周知していくかというところは、今後検討を十分していきたいと思いますが、現状、紙でのパンフレット等については、今のところはそれを効果的に使う手段が余りございませんので、考えていないというところですよ。

あと、紙ベースは一度つくと更新がなかなか難しい。今も謝礼品は随時更新しておりますし、また、今の先ほどの目標の3億円をさらにふやしていく新たな取り組みというのも現状まだこかでご報告できるかなと思っておりますけれども、やっている中で、紙ベースは常に更新のタイミングでその都度お金がかかってしまいますので、余り効果的ではないというふうな認識でおります。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 町民が町内で熊取町はどんなお礼品があるのかというのが、インターネットを使う方でしたらわかるけれど使えない方はわからないので、そういった声もあったわけなんですけど、わかりました。

次、その下の65のごみですけど、手数料改定実施というところ、ちょっとこの辺、手数料改定、上げるといことですか。値上げするということですか。

議長（坂上巳生男君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） 一般廃棄物処理手数料の見直しというのは、いわゆるごみ袋の値上げということでございます。近隣の他市町の1リットル当たりの単価と比べますと半額という現状になっておりますので、それを近隣市町並みに値上げをしていきたいというふうに考えているものでございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） それはなぜですか。なぜ上げるんですか。

議長（坂上巳生男君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） もちろん、行革というのは財政を立て直すための計画でございまして、それに沿った形でごみ袋の値上げも考えているというところでございます。ごみ袋ということにな

りますと、浅く広く経常的に値上げをした分、収入の増につながるということで、この項目に入れさせていただいているものでございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ちょっと理解できないんですが、ごみの再資源化、減量化を推進するために有料化にしたと思うんです。熊取町は今のごみ袋で維持運営をやっているわけですよ。その中でなぜ上げる必要があるのか。ただ単に行革で上げるというのについてはちょっと理解しがたいなというふうに思います。

上げるからといって10リットルの可燃袋をつくったり小型不燃物の定期収集をすると、私はこちらは要らないです。今のままのほうが、現状のほうがいいです。小型不燃ごみは今も拠点回収やっております。それで十分いけるかと思えます。10リットルの可燃袋の値段を上げるんでしたら今の現状のほうがいいのではないかなど。だから今度、環境施設を田尻町と泉佐野市の組合と一緒にやるから値段を上げるんですか。その辺のところはちょっと理解できないですね。

議長（坂上巳生男君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） 渡辺議員おっしゃるように、当初、ごみの減量化を行うためにごみ袋の有料化をさせていただいたものでございます。今回のアクションプログラムに入れさせていただいておりますのは、先ほども説明いたしましたように厳しい財政状況を改善させるための手だてとして入れているものでございますので、広域化によって処理費は安くなるというふうに見込んでおりますが、この項目につきましてはそれとは全く切り離して、今までの減量化をさせるための有料化であるとか広域化による経費の云々という形で値上げを検討しているというわけではございません。純粋に財政を立て直すための一つの方策として上げているものでございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 財政の立て直しだけでは許されないというか、納得できないですね。ごみの減量化をするために有料になった目的と全然食い違っていますので、この項目は賛成できません。

議長（坂上巳生男君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） この取り組み内容といたしましては、ほかの項目と見比べますと、平成30年度に条例改正とか平成31年度に手数料改定実施というふうに書かせていただいておりますけれども、これはあくまでも、前段の説明で書いておりますように、見直しを検討するという今の状況でございます。

なぜ具体的に変えたのかといいますと、先ほども説明いたしましたように、ごみの値上げと申しますのは浅く広く経常的に歳入の効果がでてくるということで、早く着手すればするほど効果が出てくるという思いから書かせていただいたものでございまして、このとおりに進めていくというふうには考えておりません。議会とも十分協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

例えば、今回のような会期前の議員全員協議会で説明した後、その後の会期中に条例改正を上げるというようなことは全く考えておりません。議会とも十分ご意見をいただきながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 議会とのしっかり協議をお願いしたいと思います。この分につきましては、また廃棄物減量等推進審議会がありますよね。審議会でもちゃんと協議せなあきませんよね。

議長（坂上巳生男君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） 審議会につきましては、一般廃棄物処理基本計画というのが10年の計画になっておりまして、来年30年度がそのちょうど5年目ということで中間見直しの年になりますので、廃棄物減量等推進審議会を開催する予定になっております。その際には、基本的にはこの審議会でも審議していただくのは、減量化の目標数値であるとかその辺の中間見直しとともに、し尿あるいはごみの広域処理を行うということがございますので、メインはそちらのほうになってくるわけでございますが、何分、先ほども説明いたしましたように、減量化するために有料化したときにこ

の審議会でいろいろご意見を頂戴いたしましたので、値上げの件につきましても考え方とかを説明してまいりたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。もう一点だけ、9ページの29番ですが、総合防災訓練の見直し、5年ごとで行うとはどういうことですか、これ。今、確実に南海トラフが来るというところの分は80%になったんですね。その中でこれ、もっと毎年やらなあかんぐらいと違うんですか。5年ごとに行うというところは、これ、行革じゃなくて命を守ることのほうが大切だと思うんですけど。

議長（坂上巳生男君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） 説明が必要だと思いますので考え方だけさせていただきます。

2年に一度やっておりましたのは、もうご存じのとおりお運びいただいでございまして機会もあると思うんですけども、展示型という形で、見る訓練ということでやっております。若干方針を変えまして、今回もたしか渡辺議員からHUG訓練、9月にやる予定が台風18号によってできなくなったりとか、今回、各自治体と、先週ですけれども自主防災組織連絡協議会の実は立ち上げ行いまして、30年度以降、自治会の自主防災訓練、自主防の訓練であったり、あるいはそちらの各地区の訓練をより実践的という意味で、避難所運営訓練であるHUG訓練等々を今後毎年やっていくという形に変えていくと。展示型の分は5年に一度とか、あるいは30年度も大阪府と泉南地域との合同でのそういう展示型の訓練とかありますので、そういった機会を各自治会の自主防組織にも案内させていただくということで、同等のことは確保できるようにすると。いずれにしても、訓練内容を若干シフトしていくような形で、同時に行革の視点で経費も落としていくと、そういった両にらみで進めていく考えでございます。

決して防災力を低下させるとかそういうふうな受けとめ方は、町として少なくとも考えておりませんし、今後も自主防訓練の推進であったりとかそういったところであったり、重ねて申し上げますけれど、体育館を使つての30年度もHUG訓練という形で各自治会の参加を求めて行う訓練等も予定しておりますので、ご理解賜ればと思います。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 部長が申し上げましたように、見せるそういう総合訓練からより実践的に近い、そういう訓練を各自治会単位で行っていただきたいというのが趣旨でございます。より身近に、いかに発災後のそういう避難とか救助とか、そういったものを住民の皆さん方がより近いところで実践していただく、そういう考えのもとに自主防災組織を中心として各自治会でやっていただきたいというのが思いでして、私も毎回、各自治会で防災訓練があるときには、ご挨拶かたがたそういった趣旨のことを担当、代表の皆さん方にはそういうことでお願いしております。

集まって大規模な訓練も確かに必要ですけれども、実際、事が起こったときに、言われているように自助、共助、公助です。まずは自分の身は自分で守る、そういったものの基礎があって公助になっていくわけですし、地元でより身近に体感できる、実感できる、そういった訓練をこれから、ちょっとではなくて大胆に皆さん方の協働のもとに進めていきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 自助の必要性は一番思っております。ですので今、先般も自主防災組織を設立していただきまして、その連携等の協議会も設立していただいたということで、その分については評価したいと思うんです。それぞれの自主防災組織がそれぞれに意識を持ってHUG訓練をしながら自分たちの自主防災力を高めていくというのは必要なことかと思うんですが、それを総合的に束ねている総合防災訓練を5年ごとというところは、それはやっぱり両方一緒にやっていくべきではと。足元も固めながら、総合的にもこういう形で防災訓練というもの、いざというときにやっぱり連携というものが必要ですよね。そういった中で総合防災訓練が5年ごとというものは、何ぼ何でも何か

地域に任せ過ぎと違うかなというふうに思います。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）防災のことを重要視していただき、非常に担当としてはうれしく感じるところでございます。

ただ、実態としては、例えば5市3町で今も申し上げたような形にシフトしているのは事実でして、今、毎年旧来型といいますか、従来どおり岸和田市と田尻町あたりがやっておるんですけども、お隣の泉佐野市なんかでも平成28年度から今申し上げたように自主防の訓練とかを中心に形を変えて、町長が申しあげましたように、より身近で実践的な訓練内容、メニューとなるような考え方を持っておるのは事実でして、いずれにしても、我々としては、自主防災組織連絡協議会等も立ち上げたのは、より地域と一体となって我々も充実していこうという心構えは同じでございます。

ただ、取り組みとしては若干改善なり進めていきたいと。それと、改革項目の書き方がちょっとミスリードするような、違った曲解されるおそれがある表現だったことはおわびしたいんですけど、我々の本意というのはぜひ受けとめていただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）きょうは案件が多いので一つにまとめて質問したいなと思っているんですが、この中にはたくさん意見を言いたいことがあります。例えば就学援助の基準の見直しの件やら給食センターの一括調理、町有地の売却、煉瓦館・公民館・図書館などの指定管理、それからごみ袋の値上げ、職員数削減というところではいろいろ感じる場所はあるんですけども、ページ11の38の要保護・準要保護就学援助費の見直しというところだけ、1点だけ集中して聞かせていただきます。

これは、ことしから入学準備金が3月支給になったということで、とても喜んでいるんですが、効果額を見ると30年度から数字が入っているということは、30年度の新年度からも対象になるということでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）3月議会に上程しております平成30年度当初予算については、もうこの基準で予算の積算をしております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）熊取町が近隣よりもいい制度だったというのは、私が数回質問していく中で、熊取町は生活保護の基準とか加味しないで、対象者を認定基準がちょっと近隣よりも上だったということで答弁があったように思います。そのときの答弁の中で、熊取町の1.1は泉佐野市の1.2よりはいいんやとか、ちょっとわけのわからんような内容があって、それで詳しい答弁を別にまた要旨をつくっていただいて教えていただいたという経過があります。その中で、泉佐野市は今回1.4になっていますよね。生活基準よりも認定基準を1.4にされたと。比較的近隣が上げてきている中で熊取町は1.1、その中で607万7,000円の効果額を上げるということは認定基準を引き下げるとしかとりようがないので、これはいかなものかなと思います。これは予算の中で入っているということなんです。ということは、予算の賛否で就学援助の基準の引き下げということが決まるということですね。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）この上げている項目での見直しをもとに予算の要求をしておりますので、予算を認定していただいたら当然そういう形で基準も認定していただいたということになります。

今、泉佐野市は1.1とかありましたが、ちょっと説明させていただきたいんです。

なかなか難しいんですが、1.1を1.4に泉佐野市が上げたのは、もとになる生活保護基準、これが平成25年度に厳しくなったというのは、ご存じやと思います。だから厳しく下がったということになりましたので、1.4にしなければ、基準を合わせたんです、泉佐野市は厳しくなった生活保護基準に。だから、計算上1.1のままですと、生活保護基準の額が厳しくなったので、従来の制度に

乗っからない保護者、対象者がふえるということで1.4に上げた。本町については、平成25年度に生活保護基準が厳しくなった分については、そこは改正しておりません。旧基準でやっておりますので1.1のままということで、結局は同じようなあれになるんです。泉佐野市は生活保護基準を厳しいのに合わせたので、それで対象者が大分減るということで、それを救うために1.4に上げたという事情がございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）泉佐野市は基準を同じようにするために1.1から1.4に上げたということなんですけれど、熊取町はそこから基準を下げるということですよ、効果額が上がるということは。現状維持ではなくて。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）あと、ちょっと説明させていただきたいんですが、見直しを行っても岸和田市以南で比較しますとまだ最上位のほうになっておるということはご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）もうちょっと詳しい資料を下さい。じゃないと全然わからないんで、またそのときになるのかもしれませんが、お願いしておきます。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）私も口ではなかなか説明しにくいので、また資料は当然提供させていただきます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。東野企画部理事兼財政課長。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）就学援助の件で、こういう取り組み項目を出していただいている経過というのがあります。平成30年度予算編成の中で全般的に経常的な経費、どうしても単年度で言えば基金をずっとつぎ込んでいる状態を何とか解消していきたいというのが今の行革の基本的な流れですので、一定、削減目標を各部、各課に示したのが経常、臨時も含めて4.3というようなそういうマイナスのシーリングを掲げた中で、一つは、教育委員会としても新たな教育施策を打っていく部分でいいますと、30年度予算とかですとスクールソーシャルワーカーの方の増員とか、外国人の英語の助手の方が1名ふえているとか、校務用のパソコンとかの整備がまたふえているとか、あと小学校のエアコンも頑張っていくというような予算になっていますので、そういうものいわゆる振りかわっていている部分も当然あります。その辺は教育委員会のほうでいろいろ工夫していただいて今回こういうのを出していただいているというのはお伝えしておきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）その辺は十分理解しているつもりです。でも今、子どもの貧困が問題になっていて、それで子どもレストランも始まり、いろんな手だてをしているときに、生活保護基準のちょっと上まで上げていたその基準までも下げて対象者を減らすというのはいかがなものかと思ひます。やっぱり子育て支援のまち熊取として、今まで受けられた方の対象の範囲が狭くなるというのはよくないなと思ひます。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）ちょっとこういう言い方で説明するとあれなんです、本来は生活保護を受けられないんですけど、それに準じた義務教育の公立小・中学校に就学する方について困っている分について、市町村でそれを何とか支援するというのが本来の趣旨です。今までの基準でいくと、ある程度所得が高い方についても支給していたという現状がありましたので、それをこういう行革の観点からいうと、近隣の市町でもここまではやっていないのに、財政的に困難な本町がそこまでやっていいものかという本来の趣旨に戻ったということをまずご理解いただきたい。もうお考えが違ひるので、なかなか説明しても理解していただけないというのは重々わかっているんですが、それはまた表とかにお示しさせていただきます。

言いましたように、岸和田市以南で比べると、見直しをしてもまだ最上位の基準であるということとはご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）小さな枠の中で、岸和田市以南の枠の中でどうなのかというよりも、全国的な目で見たいと思います。

それと、住んでいてよかったまち熊取として、子ども・子育て支援のまちとして、やはり近隣と同じじゃなくて、こういうところがいいですよという部分も必要なので、やはりそういった提案というのは今は受け入れられないなと思います。資料を見て判断しますが、よろしく願いしておきます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）私も、その下の39番についてお聞きしたいと思います。

やはり今、子ども世帯というのは本当に大変な生活になっております。それで、子どもは数が多ければ多いほど国保料も高い、もう本当に40代ぐらいでお父さんが職を失ってしまうと生活保護ぎりぎりの生活をしていらっしゃるというふうな方もいらっしゃいますので、その辺のことを本当に考えていただきたいというふうなことと、それから今、幼児教育の無償化ということで、それにあわせて対象者を困窮度の高い方に絞り込むと書いてありますけれども、幼児教育の無償化というのでも10%に税金が上がったというふうなことで、国のほうは先取りするかもしれませんが、そういうことで来ています。10%上がるということは、ほんまに子どもを抱えている保護者も大変ですし、本町にしても10%に上がるということはほとんどのことがまたマイナスに働いていくというふうなことでもあるので、10%は絶対に上げてほしくない。そうすると無償化できる予算がなくなってしまうのではないかとというふうな不安を持っております。

そのときに、就学助成金は幼稚園の子どもたちにあれしている分やろうと思うんですけども、多くの世帯が助成金をもらって幼稚園へ行っているというふうな状況があると思いますので、この辺も、実施しても年に45万円ですか。それほどの金額やったら、10%に上がるほうが絶対に大変と思うので10%に上がらないことを願って、もし無償化がならなかったら絶対にやめていただきたいという、そういう思いでいます。今10%に上がるというのはほんまに日本経済にとっても大変なことじゃないかなというふうに私自身は感じております。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員、質問ですか。

6番（鱧谷陽子君）ごめんなさい。10%に上がることを前提として、このあれはされているということではないでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）この制度なんですけれども、ちょっと名称はあれなんですけれども、平たく言いますと、ひとり親世帯の方に月額1,000円、年間で1万2,000円の年金型の給付をさせていただいている制度ということでございます。今、実際のところ大阪府内で本町と同様の制度を維持しておるとするのは、実は熊取町だけになってきております。類似の制度、ここにも我々、目指しているところを書いておりますように、困難度の高い方という制度に変更して維持しておるところが本町以外で9団体あるという制度でございます。

先ほど効果額も40数万円ということでおっしゃられておるとおり、支給額自体も今の額ということになってございます。ただこれは、議員の皆様方もお覚えの方もいらっしゃると思うんですけども、実は平成18年に一旦廃止の条例を上げさせていただいたんですけども、その際にいろいろご意見を頂戴して、一旦それは否決という形になった経過がございます。それらも踏まえまして今回、やはり慎重な対応、しかし府内全体を眺めた中でこれを維持しているのは熊取町、それから類似のを含めても数が少なくなっている、そういったこと、それから、やはり児童手当というような制度もかなり充実されてございますので、それに取ってかわられておるといったようなことも踏まえまして、さらに教育の無償化という時期も見定めた中で、そして制度を全廃するというのではなく

て、府内で残っておるような団体の状況も研究させていただきまして、それに類似するような制度として再編をさせていただきたいというふうに考えておるようなどころでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 余り時間がないので、数点ありますけれども、48番の転入・定住です。これは三世代の近居、それと社宅ということで2つに分けて書かれていますけれども、三世代のほうで人数をどれぐらいふやそうとしているのか、社宅誘致で人数をどれぐらいなのかというのが。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員、次のテーマで報告も予定されておりますが、その際に。

4番（阪口 均君） じゃ、ないやつをちょっと言いますね。あったら、すみません、あるよと言ってください。

52番のため池売却のところですけど、これは、予定しているのは何カ所ありますか。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） 現時点では2カ所ほど検討させていただいておりますけれども、まだ水利組合等々から意見をいただいているところで、これが実施できるかどうかというのは今後、水の調査が必要となってきてございます。上流側から水が一旦たまってため池となって下流側へ流れていくという、そういうため池ですので、それが雨等のときに保水能力がそこで必要なのか、下の水路がそれに持ちこたえられるのかというところを調査していった中で、今後、受益地がなくなった池については処分を考えていきたいというところで、今のところはここに効果額等は上げていないというのは、そういうところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） それでは、次の63番の、先ほど渡辺議員からふるさと納税の質問がありましたけれども、29年度はほぼ最終見えていると思うんです。29年度の見通しは幾らになりましたか。

議長（坂上巳生男君） 橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君） 29年度につきましては、現状、昨年12月末で約3億円いただいております。例年12月がピークでございます。年を明けますと大きな動きはございませんので、今年度の寄附額としては3億円ちょっとぐらいが最終的な部分かと。ですので、いったとしても3億3,000万円ぐらいではないかというところで見通してございます。

ちなみに、昨年の28年度実績がそこに書いている3億9,000万円というところで、若干ことしに限っては実績額が下回るかなというところでございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 最後、68番の職員数の削減の件ですが、管理職の人数、今現在部長が26人と把握しているんですけど、課長が何人いるか教えてもらえますか。

議長（坂上巳生男君） 道端人事課長。

人事課長（道端秀明君） 後ほど回答させていただきます。ちょっとお時間もないということですので、申しわけございません。

議長（坂上巳生男君） 後ほど回答いただくということでよろしいですか。阪口議員。

4番（阪口 均君） そのときに、34年に部長が何人になっていて課長が何人になっているという見通しもあわせてお願いできますか。

議長（坂上巳生男君） ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

11番（佐古員規君） 18ページの80番の自治会へのコミュニティ備品購入の支援ということですが、これ、19万円の助成金を3年1巡としてと書いてありますけれども、これ今、現状がどうなっていて、それをどうしようとしているのか、もうちょっと詳しくお教え願えたらと思います。

議長（坂上巳生男君） 藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） コミュニティ助成につきましては、従前から共用備品として購入いたしまして、

煉瓦館で貸し出しという形で各自治会のほうに使っていただくという方法をとっておりました。しかしながら、各自治会それぞれ物品も必要であろうということから、共用物品を外し、個々の自治会にそれぞれ3年単位で19万円を支援していきたいというふうに方向を変えたものでございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）今聞いた段階では何か共用備品買うほうが安くついているように思うんですけども、その辺どうなんですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）金額は、これは宝くじ助成ですので、一律250万円という限度額を定められています。共用備品の場合は当然、町で一括して必要な、例えばアンプであるとかテントであるとか会議机であるとかいうのを購入していたんですが、なかなか各自治会によっては用途として使えないようなところもありますので、より実践的に自治会で活用していただけるように、その250万円を各自治会の個別の備品に変えたというところでございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）各自治会に対しては多分、大変喜ばれるかなと思います。金額が250万円が上限ということですので、持ち出しがふえるというわけではないということをお聞きしましたので、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。二見議員。

7番（二見裕子君）13ページの54番、ため池を活用した使用料の確保ということで、今、太陽光発電の施設の事業所が決まって進んでいるかと思うんですけども、最終的に今、何カ所でどのようになっているかお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）今、2カ所のため池で事業者が決定してございます。現在、1カ所につきましては地元自治会と調整をとっているところでございます。そしてもう一カ所につきましては、業者が現在どのような形で配置するかというところを検討しまして、今後、地元説明会に入りたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）9ページの27番、国際交流青少年相互派遣事業、行政職員2名は仕方ないかなと思いますけれども、青少年2名、どうしても削減しなければならない理由を教えてください。

議長（坂上巳生男君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）こちらにつきましては、今、議員からご指摘があったとおり、行政視察の部分も含めてこれまで行っております。それを学生主導、青少年交流を完全に軸にということに切りかえるところでございます。また、もともと10名で青少年の派遣を行っていましたが、議会からの派遣を取りやめたときに、それを原資として2名追加したらどうかというご提案も受けまして2名追加して、現状12名で行ったところでございます。

今回、あくまで行財政改革の観点からその部分を一定下げるところでありますし、もう一つは、先方とのやりとりの中でも、本町においては青少年の応募者が結構いらっしゃいますので、12名確保することはそれほど難しいわけではないんですけども、先方にとりましたら、学生の派遣が本町と学生の負担、そのあたりの割合が全然違いますので、現状、例えば本年も先方から受け入れた学生は10名でした。派遣の段階からも本来12名学生をご用意いただく予定だったんですけども、選考の中で11名しか選考できなかったという部分もございまして、先方にもご提案した中で、学生が10人に減ることもご了解いただいた中で進めているという状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）そういう理由やったら仕方ないかなと思います。

次、最初に東野理事から説明があったアクションプログラム、ふるさと納税3億円以上が前提となるみたいなことを言っていたんですけども、その要は収入が2億円ということで、34年まで確保できる3億円を前提とした根拠を教えてください。要はずっと2億円稼げるのかどうか、その根拠を教えてください。

議長（坂上巳生男君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）非常に難しいご質問かと思えます。当然、目標額ということを設定することも可能でございました。ただ、そうすると行財政改革の効果額だけが積み上がって行って、結局、いわゆる行財政改革しないでも済むんじゃないかという変な議論にもなってしまいます。ですので、あくまで昨年は先ほど申し上げたとおり、こちらに記載のとおり約4億円、今年度も一応、先ほど阪口議員のご質問にお答えしたとおり3億円少しは確保できている。一旦3億円というのをボトムラインとして一応見通しを立てさせていただいたというところで、当然、寄附ということですからもくろみという部分でしかございませんが、最低3億円は一旦、今の取り組みの中でも現状、今年度も確保できたという意味でボトムラインとして、先ほども申し上げたこれをさらにふやしていくという取り組みは、不断の努力を重ねまして目標を高く持ってやっていきたいと思っております。あくまでボトムライン、このラインは一定見通せるのではないかというところで設定している額でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）1点だけですが、その一つ前、ため池のソーラーの件で今、1カ所実行中で1カ所調整中と言われました。ため池ソーラーの設置については、本当に熊取町がだまし討ちに近い状態でため池にソーラーをつけますよというのを選定して、その候補地の住民に説明会もせずに行って、業者が決まったら説明会しますと。その説明会の中には、もう業者が決まったらそれを断ることはできませんというような状況になっているんです。その状況の中で、熊取町が昔ながらの傲慢的に住民を無視した状態でやっているという状況があると思うんです。そういう住民だまし討ち的なソーラーの設置等を行わないでいただきたい。今の状況で、その辺は明確に熊取町のやってきたやり方はおかしいということは自覚していただきたいと思えます。

77番の質問をしたいんですが、17ページ、公債費の抑制ということで、臨時財政対策債について据え置き期間の活用など負担の平準化を図るということで、28年度決算額が11億円あるということでは、これは効果額が11億円あって、それから30年度が7億円、それ以降が11億円あるということですが、既に今、そういう効果額が出ているということなんですか。この辺の効果額がなぜこれだけ11億円とか16億円出てくるのか、臨時財政対策債の活用を抑制していくことになってほかの事業等への影響は出ないのか、この辺の一度に年間11億円以上の削減額が出てくるというのはちょっと理解できないんですが、その辺を説明していただけますか。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事兼財政課長。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）これは、公債費というのは歳出予算ですので、公債費全体の28年度の決算額が11億円何がしあるというふうにご理解いただければと思います。

それと、実施スケジュールからの右の列がいわゆる取り組みをした際にどれぐらい効果として見込まれるかということで、30年度で約6,900万円、5年通して6億1,500万円ほど出てきますということで、結果、30年度の方で一つ捉まえて見ますと、11億3,600万円から6,899万9,000円下がる、公債費におさまるという形で、28年度の決算と比べてどれだけ下がっていくかという形も含めて、効果額としてどれぐらい出ていくかというところを見ているような形となります。ここで、もう少し取り組み内容をきちっと書けばよかったかと反省しております。

中身につきましては、臨時財政対策債も必要な額は全部借りるという前提の中で、今、熊取町の起債のいわゆる償還、返していく条件の中で、今、借りた年の翌年から基本的には元金から返して

いくというルールをずっと続けておりました。ただ、起債の借り入れの条件の中で、一定期間は元金を返さなくていい、わずかながらの利子だけが乗っている期間を使うことができるというそういう借り方がありますので、いわゆる据え置き期間というんですけれども、それをういた場合については、特に30年度からそういう形での試算をした中で言えば、少しずつ元金を返さないタイミングが、例えば29年度に借りた分を30年度から返したのが1、2、3ということで、3年後から始まるというのはそういうタイムラグを設けることができることによって、結果としては将来返すのが少し先送りになるんです。一番しんどいときのピークとかを避けることができるという意味合いでの表現となっております。結果、30年度予算の公債費、多分また予算委員会とかでも見ていただければと思うんですが、そういう影響も29年度から借り入れ条件の変更もかけておりますので、やはり減っていったような状況となっております。

そういうことで、まず28年度の11億円は、これは公債費の全額でこれぐらいかかっていますよ。30年度からの各年度の数字につきましては、実際そういう据え置き期間等の取り組みもした結果、これぐらい公債費が下がってきますというような、そういう表示の仕方となっております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）現金を早くから返却していくことによって平準化することですが、そういう仕組みに変わってきたということですか。これまではそういう状況にはなかった、新たに30年度以降にそういうことが活用できる状況になったということなんですか。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事兼財政課長。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）借り入れ条件は各市町の裁量の範囲で設定できます。少しでも早く返せば、その分だけ本来でいうと利息を払う部分が少なくなるんですけれども、これだけ低金利の時代ですので、少し長くなってでも後ろのほうに持っていくことによって資金繰りがそこで緩やかになると。市町にとっての資金運用が融通のきく形によって、単年度単年度の収支の中でも非常にプラスに働くということになりまして、結果としては、制度が変わっただけではなくて市町の借り方を変えていっているというような状況でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）この辺はもうちょっと勉強してからやりますけれども、結局、しかし返す現金が十分なければそれはできないことになりますよね。それだけの適切な時期に返せる資金があるけれども、それはどこかからの繰り入れとか別の町債発行とか、別のところからお金を持ってくるということになるんじゃないんですか。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事兼財政課長。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）例としては15年が一番適切なのかわかりませんが、15年で借り入れたもので3年の据え置きで、残り12年でトータル15年で返すというやり方が今回のやり方で、今までは15年で借りていたのを据え置き期間をぐっと前へ持ってきて12年で返してしまうというような、そういうやり方を今までやっている形になりますので、財源がどこかでふえたり減ったりとかというのは、基本的にはないというような形でございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

11番（佐古員規君）簡潔に聞きたいんですけど、17ページの74、75で組織・機構の見直しとあるんです。これの効果の額というのか、出し方というのはいかのようにお考えなのか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）まず、74番の組織・機構の見直しについては職員の配置の中の部とか課とかを変えらるということになりますから、金額については、それをやったことによって直接何か効果額が出るというわけではございません。むしろ職員数の削減とか、そちらのほうでの効果額ということになってございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）12ページの45番についてお聞かせください。

正規の職員の削減によって効果額をということなんです。これはBNC Tの運用の見直しとか管理方法を変えるとかというふうなことで削減される部分もあるんですけども、本町の臨時職員も削減されるということなのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）本町のといいますと役場全体のという……。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）役場の中の臨時職員も減らすということが入っているんですか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）ここで上がっている項目は項目としてございますけれども、町全体としましては、業務の削減とか見直しによりまして町全体の非正規職員の方を削減するということになってございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ここでは超過勤務のことは一切触れられていないんですけど、非正規職員を減らすということで正職の超過勤務がふえるというふうなことが起こってくるのではないかというふうな気がするんです。その辺についてはどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）当然ながら、ご指摘ありましたとおり、業務の量も何も変わらずにただ単純に働く方の人数を減らすだけでは、残った方に負担が生じます。ただ、今回の行革の中では、業務の見直し、より効率化、そういったものの徹底を図りましてあくまでも業務量を見直して、業務量が減ってから、そこに付随する非正規職員の方、それから職員数の削減があればその部分で削減を見ていくということでございますので、基本的には、非正規の方を削減して、かわりに正規職員のほうに負担が生じて超過勤務が以前に比べてかなりふえるというようなことがないように、その辺はしっかりと調整していきたいとは考えてございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今でも課によっては超過勤務を大分されているところがあるようにお聞きしています。その辺のことをきちっと精査して、職員も減り、それで非正規職員も減るということになると、かなりの方が超過勤務しないといけないというふうな状況、体を壊していくというふうな状況にならないように、その辺は正職員が病欠されていくということのほうが、すごく大きな町にとってはマイナスになると思いますので、行革も大変やと思いますけれども、その辺もきちっと考えて、していただけたらと思います。要望です。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）申しわけございません。先ほど阪口議員からご質問いただきました29年度現在の課長級の人数でございますが、39人でございます。

それで、ちなみに部長級が26人ということになってございまして、その上で34年4月、いわゆる行革の最終年度のところのその人数につきましては、行革の項目の中でも上げてございますけれども、組織機構の見直しと今後、業務を見直しまして予定してございます。現時点、計画的なもので部長級何人、課長級何人というのはなかなか試算も難しいところもございまして、基本的には部の組織の数に応じて管理職配置というところが基本だと思っております。またその分につきましては組織機構の見直し等々、そういったところの中でお示しさせていただけるのかなと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。どうも申しわけございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）29年の人数、管理職は65人ということですね。全職員の人数からいくとほぼ20%に値するということになってきますけれども、これはどうなんでしょう。私は非常に多い管理職比率かな

というふうに思うんですけども、近隣の市町と比べたりとか、そういったところとの対比ができるならば、どういう位置づけになるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）管理職の比率につきましては約20%弱ということですが、管理職の範囲というふうになりましたら、大阪府からは特段多いという指摘は受けてございません。

それで、近隣に比べますと、むしろ町の中では一番少ないという状況でございます。割合としては一番低い状況でございます。それで、各市の中を見てまいりましても、熊取町よりも低いところも確かにございますが、中には20%を超えている自治体もかなりございますので、現時点、管理職の総数という点では、大阪府とかからは指摘を受けていないというふうな現状でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。また我々もここら辺、調査研究して、議論するときがあると思うんですけども、いろんな条件があると思います。仕事の範囲だったりとか等級、7級とか6級とか、そういうことも含めて考え合わせていかないと一概に議論できないと思いますけれども、そういう意味では数字はわかりました。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）時間が大分経過しておりますので、このテーマについてはここで打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。

議員各位にお願いしておきますが、3月議会の一般質問、会派質問や予算委員会等もございまして、一般質問等でやりとりのできる課題につきましては極力そちらのほうでお願いしたいと。どうしてもこの場で聞いておかないといけないという部分に絞って発言のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以上でこのテーマについての質疑を終わります。

これをもって、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」についての件を終了いたします。

次に、案件2、新機軸による転入定住促進施策の実施についての件を説明願ひます。明松企画部理事兼シティプロモーション推進課長。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、新機軸による転入定住促進施策の実施につきましてご説明申し上げます。

初めに、資料をお願いいたします。3ページ物となります。

初めに、1番の背景でございます。

本町では、これまで充実した子育て・教育施策を展開し、これらを本町の強みといたしまして定住魅力あふれるまちづくりを進めてきたところでありまして、その土台の上に「子育てしやすい、教育のまち 熊取」としての熊取ブランドを構築し、平成25年度から27年度の3年間においては、新築住宅の固定資産税課税免除を初めとした7つのインセンティブによる転入定住促進策を図ってまいりました。そして、7つのインセンティブ終了後の平成28年度以降におきましても、これまで積み上げてきました充実した子育て・教育施策につきまして、町内学生とともに作成したPR動画や情報誌「熊取ものがたり」などを活用し、子育て世代を中心とした若年世代に対しまして効果的にプロモーションすることにより、転入・定住促進につなげてきたところでございます。

このように進めてまいりました転入・定住促進策による成果と課題につきましては、これまでも逐次ご報告させていただきましたとおり、転入・定住促進の成果指標であります社会増減数が大阪府内15位前後、近隣5市3町では、特殊要因のある田尻町に次いで2番から3番を堅持しているなど、一定の成果が確認されているものと分析してございます。しかしながら、社会増減数自体は、ご存じのとおり、平成25年度以降は減少が続いており、とりわけ0歳から19歳の数値が転入超過であるのに対しまして、20歳から29歳の数値が転出超過となっているという現状でございます。

そこで、今般、3番の新機軸による取り組みをスタートさせたいと考えてございます。これまで

積み上げてまいりました充実した子育て・教育施策に基づくイメージブランドたる熊取ブランドの発信とあわせまして、平成30年4月より、新機軸による新たなインセンティブに基づく転入・定住促進施策を行うことによりまして、子育て世代と想定する25歳から39歳及び就職期層である20歳から24歳を中心とした転入定住を促進させまして、ひいては社会増減数の増加につなげてまいりたいと、このように考えてございます。

次に、具体的なインセンティブ案と実施時期等でございます。

先進事例や議員各位からこれまでいただきましたさまざまなご提案なども十分参考にさせていただきながら、さまざまなインセンティブ案につきまして現下の財政状況も含め検討しました結果、まずは以下の2つのインセンティブ案について、平成30年4月1日より実施するものでございます。なお、実施に際しましては、周知用チラシを作成の上、三世代近居等支援につきましては全戸配布しまして、あわせて町広報紙、ホームページで周知してまいります予定でございます。

まず、1つ目の施策は、シティプロモーション推進課が所管します社宅誘致支援でございます。もう一つが税務課所管の三世代近居等支援でございます。

それでは、それぞれの具体的な施策内容につきましてご説明申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、1番の社宅誘致支援でございます。

目的は、町内への社宅設置に係る費用を支援することによりまして、15歳から64歳の生産年齢人口の中でも、特に就職期層に当たります20歳から24歳を中心とした若年世代をターゲットとして転入を促すものでございます。この施策につきましては、企業誘致したくとも空き土地が少ない本町の事情を勘案して、住むまちとしての役割を担うべく、閑空やりんくうタウンに立地する企業の社宅をターゲットとした施策となります。

次に、概要ですが、町内に従業員の住居を目的とした住居を新たに所有または賃借した法人に対しまして、その費用の一部を以下のとおり補助するもので、各補助対象者ごとに1回限りと設定いたします。

次に、取り組み内容として、補助対象者の要件は、①個人に補助するものではなく、国、地方公共団体及びその関係機関を除く法人格を有する団体とします。また、②、③のとおり、地方税を滞納していないことや別途定める欠格事項に該当しないことを要件といたします。

次に、社宅等の要件につきましては、①補助対象者が対象期間1月から12月末、初年のみは4月から12月末、この期間におきまして新たに所有、賃借すること、2点目としまして、3戸以上の社宅等を確保すること、3点目として、住民税の特別徴収義務者となる従業員が当該社宅に住民税の基準日である1月1日において住民登録し、かつ居住していること、この3点の要件を満たす必要がございます。

次に、補助対象経費ですが、所有の場合は施設の維持管理費に要する費用として電気・ガス・水道料金、管理に要する費用等を対象としますが、資産取得に要する費用や租税公課は対象外といたします。

次に、賃借の場合は、賃借に要する費用として家賃、共益費などを対象としますが、保証金は対象外でございます。

また、所有と賃借の共通事項といたしましては、入居に要する費用として引っ越し費用や不動産仲介手数料などを対象といたします。

次に、補助金額ですが、入居戸数1戸につき15万円を上限として補助いたしますが、入居戸数2戸以下は対象外とし、補助限度額は1法人につき300万円までと設定いたします。

なお、当初予算につきましては、事前相談受け付けを行った上で行いますので、計上せずに12月補正予算で計上する予定でございます。

次に、実施期間でございますが、平成30年度から32年度までの3年間実施いたします。

所管課は、シティプロモーション推進課でございます。

参考といたしまして、3次行革期間における効果額を試算させていただきましたところ、対象期間の5年間でおよそ1,800万円の効果額を見込んでございます。内訳といたしましては、補助金の歳出増の合計は900万円に対しまして、歳入増の合計は2,700万円で、差し引き、プラス1,800万円の効果額となるものでございます。この試算につきましては、歳出増として上限15万円が年間20戸で300万円の3年間をご利用いただけるものとしての補助金で、一方、歳入増として、1人当たりの住民税を15万円と仮定して、3年間で60人転入していただけたと仮定して算出したものでございます。

それでは、次に3ページの②の三世代近居等支援でございます。

目的は、三世代近居等の形成を支援することにより、生産年齢人口であります15歳から64歳の中でも子育て世代と想定する年齢層であります25歳から35歳を中心とした転入・定住を促すとともに、高齢者の孤立防止や子育てしやすい環境づくりに寄与するものでございます。

次に、概要ですが、親世代と町内で近居等をするを条件といたしまして新築住宅もしくは中古住宅を取得した場合、ただし、中古住宅の取得においては贈与及び相続を除きますが、当該住宅の延べ床面積120平方メートル分までの固定資産税の家屋分について、課税を以下のとおり免除するものでございます。

取り組み内容の対象住宅の要件ですが、平成30年1月2日から平成33年1月1日までの3年間に新築した住宅もしくは取得した中古住宅で、店舗併用住宅については、居住部分が2分1以上であること、床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること、対象者の自己所有、ただし共有化であることの3点の要件がございます。

次に、対象者の要件ですが、以下の全てに該当するものを要件といたします。三世代近居等をする子、孫または親が対象住宅を所有する納税義務者であること、三世代近居等をする子、孫及び親が、基準日である住宅を取得した日に属する年の翌年の1月1日におきまして本町の住民基本台帳に記載されていること、三世代近居等をする子世帯が中学生以下の子を扶養する世帯もしくは子を持たない夫婦いずれもが40歳以下である世帯であること、3世代近居等をする子及び孫が課税免除の適用期間中、対象住宅に現に居住していること、以上4点の要件を満たす必要がございます。

次に、課税免除額ですが、住宅の延べ床面積120平方メートル分までの固定資産税の家屋に係る課税額の2分の1に当たる額とします。

次に、課税免除期間につきましては、取得後新たに課税される年度から3年間といたします。

なお、予算につきましては、課税免除でございますので補助に伴う予算は不要でございますが、当初予算では周知用のチラシ印刷経費を計上予定でございます。

実施期間は平成30年1月2日から33年1月1日までの3年間となりますが、課税年度としましては、平成31年度から35年度までの5年間となります。

所管課は税務課でございます。

参考といたしまして、3次行革期間であります5年間の効果額を試算しましたところ、およそ4,153万円の効果額を見込んでございます。内訳としましては、歳入減の合計が4,224万円で、一方、歳入増の合計が8,377万円の、差し引き効果額はプラス4,153万円となるものでございます。この試算につきましては、歳入減として、平成28年度の決算実績等から平均の固定資産税免除額単価と年間該当件数を見込みまして課税免除による歳入減を算出する一方、これらの数値をもとに、歳入増として固定資産税増税分と転入による住民税増税分を算出の上、計上し、試算したものでございます。

先ほどの案件で、阪口議員から年間で何人程度のご利用のもと試算しているかというご質問がございましたが、実績に基づきまして、新築と中古を合わせて55人と見込んでおりますので、阪口議員、よろしく願いいたします。

参考としまして、効果額4,153万円と先ほどの2ページの社宅誘致の効果額1,800万円を合わせた5,953万円が先ほどの案件、行革アクションプログラムの12ページの改革項目48番の新たな転入・

定住促進の推進の5年間の目標効果額の内訳となって、根拠となっているものでございますので、よろしく願いいたします。

以上で、新機軸による転入定住促進施策についての説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。阪口議員。

4番（阪口 均君）三世代近居なんですけれども、今から言うのが要件に該当するかせんか言うてください。

今既に熊取町に賃貸で住まいしている人が、その賃貸物件を購入したと。親が熊取町に住んでいます。これは該当しますよね。ということは、転入増にはならないけれども支援の対象になってくるというケースもあるということですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事兼シティプロモーション推進課長。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）お見込みのとおりでございます。今、現に賃貸で例えばどちらかの住宅に住まわれていたものを改めて中古住宅で購入するということで、もともと町内にお父さん、お母さんが住んでらっしゃったということで、まさにこの要件に合致いたします。その効果ですけれども、税務課とも大分協議させてもらったんですけれども、今まさにおっしゃったようなものを初めは対象外としようかということも考えたんですが、やはり出ていく方をつなぎとめるというのも定住効果ですね、これも非常に重要な視点やということで、これも対象にしていこうということで設定させていただいたものでございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）そういう人には、先ほど全戸に対して告知されるということでしたけれども、個別ということはされないですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事兼シティプロモーション推進課長。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）一定、この施策につきましては税務課とも協議いたしまして、ぜひとも全戸配布したいということで税務課もしております。これは、今お住まいのお父さん、お母さん世帯が息子世帯夫婦にぜひこれをきっかけに帰ってきてもらいたい、あるいは今、先ほど議員がおっしゃったようなパターンのときに、要はそのままと町内に住み続けてほしいというつなぎとめる策にもなるということで、そういったことで全戸配布という手段に出ております。

ただ、議員がおっしゃっている個別といいますのは、そういった方を見つけ出してそういったところに特出ししてポストイングするということかなというふうに理解できるんですが、どういったところがそういうことをお考えになられているかというのは洗い出し、抽出するのがなかなか難しいということもありますので、できましたら、議員の皆様のほうでもしそういった対象となられるような世帯があるようでしたら、そちらのチラシでPRしていただけたらとか、あるいは我々自身もそういった方、お知り合いの方がおりましたら、職員も一丸となりまして告知に、口頭によるチラシを用いての周知ということになります。しっかりと要はPR、告知を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって、新機軸による転入定住促進施策の実施についての件を終了いたします。

会議の途中ですが、ただいまから3時35分まで休憩といたします。

（「15時21分」から「15時35分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、案件3、いきいきくまとり高齢者計画2018（熊取町第7期高齢者保健福祉計画・介護保険

事業計画）（案）の概要についての件を説明願います。石川健康・いきいき高齢課長。
健康・いきいき高齢課長（石川節子君）それでは、いきいきくまとり高齢者計画2018（熊取町第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）（案）の概要についてご説明させていただきます。

資料は、A3横3ページのいきいきくまとり高齢者計画2018（案）とA4の計画（案）冊子となります。

A3判資料に沿ってご説明させていただきます。

1、計画の概要でございます。計画書では、第1章、計画策定に当たってに記載しております。

本町は既に超高齢社会を迎えています。2025年には団塊の世代の全てが75歳以上の後期高齢者となり、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、高齢化はさらなる進展が見込まれています。本計画は2018年から2020年までの3年間の計画ですが、2025年、2040年に向けた中長期的な視点を持ちながら、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に作成し、本町の高齢者の保健福祉や介護保険事業について定めるものでございます。本第7期計画は、基本的には第6期計画に取り組んできた施策や本町がこれまで築いてきた関係機関とのつながりをさらに強化し、各種施策を推進していくものでございます。

2、計画の位置づけでございます。

本計画は、熊取町第4次総合計画を上位計画とし、本町の各種計画や府・国の指針、大阪府高齢者計画、医療介護の連携を図るため大阪府保健医療計画等、各種計画と整合性を図っています。

3、計画策定に当たっての基本的な考え方についてでございます。

人権の尊重、自立支援・介護予防・重度化防止、高齢者の自立と尊厳を支える体制整備・施策の推進等6点でございます。なお、地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住みなれた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制をいいます。

4、介護保険制度の改正についてでございます。

この改正は、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保の2つの視点から行われたものでございます。

地域包括ケアシステムの深化・推進でございますが、保険者機能強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進といたしまして、施策の推進や実績に対し、国が予算の範囲内で交付金を交付するなど、インセンティブ付与の制度化が挙げられます。

地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進でございますが、地域共生社会とは、制度や分野ごとの縦割りを超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が分野を超えて丸ごとつながることで、住民がともに支え合い、安心して暮らせる地域づくりを目指すものです。例えば、高齢者と障がい者が同一の事業者からサービスを受けやすくする共生型サービスも位置づけられます。

新たな介護保険制度の創設といたしましては、従来より廃止が決められている介護療養型医療施設の日常的な医療管理や、管理が必要な重度介護者の受け入れ、みとり等の機能を引き継ぎ、生活支援の機能を兼ね備えた介護医療院の創設が当たります。なお、介護療養型医療施設の廃止期限が6年間延長され、今期計画内での介護医療院創設はございません。

次に、介護保険制度の持続可能性の確保でございます。現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直しとしましては、2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合が3割となります。介護納付金における総報酬割の導入、高額介護サービス費の見直しとしましては、平成29年8月から、町民税が課税されている世帯の場合、月額3万7,200円から4万4,400円に引き上げられました。ほか、福祉用具貸与、住宅改修についても見直しいたします。

5、高齢者を取り巻く現状でございます。計画書では、9ページ以降、第2章、高齢者を取り巻く現状と課題に記載しております。

前期・後期高齢者人口の推移のグラフをごらんください。高齢化率は、折れ線グラフで示してお

りますが、今後緩やかに上昇していきます。一方で後期高齢者が増加していきます。年齢別要介護・要支援認定率をごらんいただきますと、80歳を超えると認定率が急に高くなっていることがわかり、要介護認定者の増加、認知症高齢者の増加が先を見据えた現状です。また、高齢化が進む一方で担い手の不足も課題です。

計画策定に当たり行った調査結果でございますが、高齢者実態調査については、65歳以上の介護保険認定を受けていない方1,000名、要支援認定者564名に郵送で調査を行い、回収率はそれぞれ69.8%と68.6%でした。主な調査結果といたしましては、要支援者は未認定者に比べ、ひとり暮らし高齢者の割合が3倍高く、運動・口腔機能低下も差が見られ、外出を控えている割合も6倍差がありました。一方で、健康への関心は要支援者も未認定者も高い状況です。外出を控える理由は、足腰の痛みが最も多い結果でした。

在宅介護実態調査につきましては、要介護、要支援の更新申請をされた方300名に対し聞き取り調査を行い、回答率は99.7%でした。主な介護者は、子、配偶者が7割、年齢は50歳代、60歳代が半数以上でした。抱えている疾病といたしましては、要介護者は約30%に認知症、20%に脳血管疾患、要支援者は約40%に変形性関節疾患、約30%に骨粗鬆症・脊柱管狭窄症と回答がありました。施設等の入所については、検討していないという方が85%以上でした。

在宅医療・介護連携に関する調査につきましては、熊取町医療介護ネットワーク連絡会、ひまわりネットの会員118名に対し郵送で調査を行い、回答率は86.4%でした。本町で取り組んできた医療介護ネットワーク連絡会の取り組みは、約78%が評価できると回答するなど、一定の評価が得られました。また、在宅医療・介護連携で取り組むべき優先課題は、認知症施策、相談支援体制、在宅医療情報収集・提供、ターミナルケアが挙げられました。

このような現状を踏まえ、次のページをごらんください。

6点目、計画の推進でございます。計画書では、47ページから113ページまでの第6期計画の実施状況と第7期計画の施策の展開において記載しております。

計画の基本理念は、第6期計画の理念を継承し、高齢者が尊厳を持ち、住みなれた地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりでございます。

計画のポイントですが、5点挙げさせていただきました。ポイントの1つ目は、住みなれた地域で介護予防でございます。2つ目は支え合い・助け合いのネットワークづくり、担い手の育成、3つ目は在宅医療・介護連携の推進、4つ目は町内大学の参画、この各種施策への町内大学の参画につきましては、本町の特色でございます。5つ目は、PDCAサイクルに基づく計画の推進です。第7期計画では、施策の推進に当たり具体的な計画値を設定いたしました。計画の進捗状況につきましては、高齢者保健福祉推進委員会や医療介護ネットワーク検討委員会等でPDCAサイクルに基づき、取り組みの評価を行ってまいります。左側の中ほどの図は、本町の地域包括ケアシステムのイメージ図をあらわしたものでございます。

続きまして、具体的な計画の推進につきましては、ページ右側をごらんください。

基本目標を7つ掲げております。

1つ目は、いきいきと元気に暮らせるまちづくりでございます。ふれあいセンターを拠点として取り組んでまいりました介護予防施策を地域で展開してまいります。

施策の展開といたしましては、介護予防・自立支援の推進、介護予防・生活支援サービス事業の確実な実施等、4点挙げさせていただいております。介護予防・生活支援サービス事業とは、平成29年度より実施しております要支援認定者等が対象の多様な主体による訪問サービスや通所サービスであり、啓発や新たな担い手の育成等、事業の地域への定着に努めてまいります。

主な重点施策といたしましては、まちぐるみで介護予防、今年度から本格的立ち上げ支援を行っているタピオステーションの全地区への展開に努め、歩いていける距離での住民運営の介護予防の拠点づくりを支援いたします。今後はタピオステーションへの継続支援が重要となりますが、地域リハビリテーション活動支援事業として、理学療法士や運動指導士等の派遣を初め、健康づくりポ

ランディアグループ、町内大学の学生等、関係機関とともに支援の輪を広げてまいります。

2つ目の支え合い・助け合って暮らせるまちづくりでございますが、施策の展開といたしましては、地域支え合い体制の整備、高齢者の見守り支援と福祉サービス等、5点を挙げさせていただいております。

主な重点施策でございますが、支え合い・助け合いのネットワークと相談体制の充実の大きく2つに分けてございます。支え合い・助け合いのネットワークにつきましては、第6期に設置いたしました生活支援・介護予防サービス協議体にて多様な主体が情報共有・連携し、町の課題を抽出、解決策を協議しております。その一つとして、現在既に行っている65歳以上の独居高齢者等を対象としたみまもりアンケート、そのアンケートから見守りが必要な方を抽出し、地域包括支援センターが行っている独居高齢者の見守り事業、関係機関が地域で高齢者の異変を緩やかに見守る高齢者みまもりネットワーク事業と各種施策を連動して推進してまいります。また、地域での課題、ニーズの共有や解決策の検討を行うため、第2層生活支援コーディネーターの配置に努めるとともに、担い手の育成についても検討してまいります。相談体制の充実といたしましては、相談体制のかなめである地域包括支援センターの機能強化のほか、困難事例等のケース検討を行う地域ケア個別会議に加え、自立支援型地域ケア会議や生活支援・介護予防サービス協議体と連動することで地域ケア会議の強化を図ります。権利擁護の推進としましては、虐待予防や消費者被害防止など、関係機関と情報交換を行ってまいります。

3つ目の自宅で安心して医療や介護を受けられるまちづくりとしましては、在宅医療・介護の連携の推進でございます。

重点施策としましては、ひまわりネットを柱にターミナルケア等について検討部会を立ち上げ、多職種で協働し検討してまいります。また、新たに広域的な連携体制を拡充するため、近隣3市3町共同で泉佐野泉南医師会に委託し、医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターを配置した相談窓口の設置等を行います。

4つ目、認知症になっても安心して暮らせるまちづくり（新オレンジプランの推進）の施策の展開といたしましては、認知症に対する理解の促進と支援体制の構築、認知症への早期対応の推進でございます。

主な重点施策といたしましては、第6期に立ち上げてきました認知症カフェ等、各種認知症施策の周知と拡充を引き続き推進してまいります。また、認知症初期集中支援チームによる早期対応、若年性認知症への支援など、ネットワークの充実を図ります。

5つ目の安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくりの施策の展開といたしましては、災害時における高齢者支援体制の確立、住まいとまちづくりに関する施策の推進を関係各課の施策とともに推進してまいります。

重点施策といたしましては、災害時の高齢者支援体制の構築を掲げ、ひまわりネットにおいても検討してまいります。

ここで、途中ではございますが、介護サービス充実強化以降の施策につきましては介護保険・障がい福祉課の根来参事より説明いたします。

議長（坂上巳生男君）続いて、根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）それでは、引き続き6つ目の介護サービスの充実強化の施策としましては、1つ目として介護保険制度の適正・円滑な運営、2つ目はサービスの質の向上と福祉・介護人材の育成、3つ目は家族介護者への支援を行ってまいります。その中でも重点施策としましては、利用者が安心してサービスを利用できるよう、介護給付費に要する費用の適正化の取り組みや適正なケアマネジメントの推進を図ります。また、在宅での介護が継続できるよう、家族介護の負担の軽減に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、7つ目の福祉・介護サービス基盤の充実の施策としましては、引き続き、高齢者を支えるサービスの充実に努めます。重点施策としましては必要な介護サービス量の確保としており、在宅

サービスについては、これまでの利用実績等を踏まえたサービス見込みを行い、施設サービスについては、今期計画では施設整備を予定しておりませんが、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を見据え、サービスの需要と供給、施設と在宅の利用状況等を考慮し、中長期的な視点で計画的な施設整備について検討してまいります。

それでは、続きまして第7期介護保険事業計画について説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の計画書115ページをごらんください。

まず、計画の位置づけから説明させていただきます。

本計画は、介護保険法第117条に基づき、3年ごとに介護保険事業計画を定めることとされており、この計画は、介護サービスの施設整備計画であるとともに、サービス見込み量を推計し、本町の第1号被保険者の保険料を算定する計画となります。

次に、介護保険の財源構成について説明させていただきます。

左のグラフの介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、国25%、府12.5%、町12.5%と半分が公費で賄われており、あとの半分は、65歳以上の第1号被保険者の保険料23%と医療保険に加入している40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料27%で賄われております。右の包括的支援事業・任意事業の財源については、第2号被保険者の保険料は含まれず、その分は公費が負担しています。

それでは、その下の2、介護保険事業の現状と将来推計、(1)第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推移と将来推計についてですが、恐れ入りますが次のページの上のグラフをごらんください。こちらは、第1号被保険者数及び要介護(要支援)認定者数の推移と将来推計をグラフにしたものです。

第7期計画期間中の平成30年から平成32年においては、第1号被保険者数は緩やかに増加すると見込んでおり、要介護(要支援)者については、後期高齢者の増加に伴い今後も増加するものと見込んでおります。第7期計画の最終年度の平成32年には、認定者数見込み数は2,353人で、要介護認定率は19%に上昇すると見込んでおります。また、さらに2025年には、団塊の世代の後期高齢者が75歳以上になることから、22.6%になると推計しております。

その下の(2)として、サービス別利用者数の実績(各年度末利用実績)についてグラフにあらわしています。このグラフを見ますと、居宅サービス利用者数は、制度開始の平成12年では238人であったものが平成28年には1,359人と5.7倍となっています。また、施設サービスや地域密着型サービスについても、施設整備等により利用者数が増加しています。

次のページには、(3)として第1号被保険者数とサービス別給付費の推移をグラフにあらわしています。第7期計画期間の3年間では、第1号被保険者はこれまでに比べて緩やかに増加する見込みですが、後期高齢者の増加により、認定率の上昇や給付費の増加が見込まれています。また、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年(平成37年)には、計画書の概要の高齢者を取り巻く状況にもありましたが、後期高齢者が前期高齢者を上回る見込みとなっており、それに伴い給付費も大幅に増加すると見込んでおります。このような状況を踏まえ、介護保険サービス量を見込んでおります。

各サービスの見込み量については、計画書の96ページから113ページの7、福祉・介護サービス基盤の充実に記載しております。第7期計画のサービス見込み量については、大阪府の地域医療構想による病床の機能分化に伴い、在宅サービスの新たな需要が見込まれることから、在宅サービスを重視し、訪問看護や通所リハビリテーションといった在宅での生活を送るために重要なサービスの需要が増加するものと見込んでおります。また、介護予防・訪問介護及び通所介護については、平成29年4月から始まった介護予防・日常生活支援総合事業に移行されたことにより、平成30年度からはサービス量は見込まず、地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業費でサービス量を見込んでおります。各サービス見込み量等については、後ほどお目通しください。

それでは次に、先ほどのサービス見込み量をもとに介護サービス給付費見込み額を算定し、その

額に平成30年4月からの報酬改定の伸びや平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げの見直し等を反映させ、各サービスごとの保険給付費を見込んでおります。

121ページの下に第7期計画の給付見込み額を記載しております。平成30年度の給付見込み額合計は32億3,998万1,000円、平成31年度では34億6,403万9,000円、平成32年度では37億1,538万5,000円となり、3年間の給付費見込み額の総額は104億1,940万5,000円となります。

次に、地域支援事業費の見込みについてでございますが、122ページの(2)地域支援事業費の見込みをごらんください。上段の介護予防・日常生活支援総合事業費については、平成29年4月から開始した要支援者に対する介護予防サービスとなっており、平成29年度における実績とサービス利用状況により事業費を見込んでおります。また、その下の包括的支援事業・任意事業費につきましては、高齢者人口の増加に対応するため地域包括支援センターの機能強化を行う見込みですので、その分を見込んでおります。平成30年度の地域支援事業費合計は1億7,570万円、平成31年度では1億8,122万1,000円、平成32年度では1億8,834万1,000円で、3年間の地域支援事業費総見込み額は5億4,526万2,000円と見込んでおります。

それでは、その下の(3)第7期計画の保険給付費等の見込み額は、先ほどの総給付費、(1)標準給付費から(2)の利用者負担の見直しに伴う影響額を差し引いた給付費等の見込み額総額と(3)の地域支援事業費総額を合わせた3年間の保険給付費等の総見込み額は109億5,378万3,000円となり、この保険給付費を賄うための第1号被保険者、65歳以上の介護保険料について算定を行いました。

それでは、保険料の算定に当たっての概要について説明いたします。

1点目としましては、第1号被保険者の負担割合が22%から23%へ変更となっております。

次に、2点目としましては、保険料段階については、国の保険料の基準の見直しに伴い、第7段階から第9段階までの保険料基準所得金額を変更しました。また、本町においては、最高保険料基準所得額を600万円以上から1,000万円以上に変更するとともに、現行の所得段階12段階を16段階に細分化し、負担能力に応じた保険料負担となるよう保険料率についても見直しを行いました。

最後、3点目としましては、介護給付費の増加に伴う保険料の上昇を抑制するため、介護給付費準備基金を活用し、介護保険料基準額の算定を行っております。

それでは、123ページの(2)介護保険料(第1号被保険者)基準額の算定方法により第7期計画期間中の保険料の算定を行った結果、(3)の第1号被保険者介護保険料基準月額額は6,487円となりますが、平成29年度末時点の介護給付費準備基金残高1億9,500万円を取り崩し、保険料に充てることにより、1人当たりの月額保険料を430円引き下げ、第1号被保険者保険料基準月額は6,057円となりました。第6期の第1号被保険者保険料基準月額5,832円と比較すると、225円、3.9%の増加となっております。

それでは、恐れ入りますが、A3横の3枚目、別紙の第6期及び第7期介護保険料の比較、保険料の見直し内容についてごらんください。

右の表には、先ほどの保険料基準月額をもとに第7期の所得段階別年額保険料等を記載しております。第5段階のところに色がついておりますが、これが介護保険料の基準額、年額となります。この額をもとに各所得段階に応じて保険料率を乗じて保険料を算出しております。

左の表には現行の第6期計画期間中の保険料を記載しており、第6期と第7期を比較することで改正内容等がわかるようになっておりますので、後ほどお目通しください。

なお、第7期の介護保険料の改定につきましては、介護保険条例の一部を改正する条例をこの3月議会に提案させていただいておりますので、ご審議賜りますようお願いいたします。また、本計画につきましては、大阪府との法定協議を実施した後、住民の皆様には計画の内容を周知するため、今回使用した資料をもとに概要版を作成し、全戸配布を予定しております。

それでは、以上でいきいきまとり高齢者計画2018(第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)(案)の概要について説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）介護保険の変更についてご説明ありましたが、そのもととなるデータについて説明を受けたいんです。本資料の116ページと117ページに、要支援・要介護認定者数の推移とか、サービス別利用者数の実績から1号被保険者数とサービス別給付費の推移が2025年まで推定されていますけれども、要支援・要介護の認定を受ける人のデータというのは大阪府のデータなのか国のデータなのか熊取町のデータなのか、その辺はどこのデータをベースにやっているのか、教えてくださいいただけますか。

議長（坂上巳生男君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）この推計に当たりましては、熊取町の平成27年から29年の要介護認定率をもとに推計を行っております。被保険者数につきましては、大阪府から提供されている推計表をもとに見込んでおります。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）熊取町をベースということなんでこの値がそのまま推計値となるんでしょうが、熊取町がよそと比べていい悪いとかいうようなことは、外観的には見られているところはあるんですか。

議長（坂上巳生男君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）計画書の13ページです。その③の要介護（要支援）認定率の推移というところで国と府と町を比べたものをグラフにしております。町は、国・府に比べて要介護認定率は今現状では低い状態になっております。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）今の関連なんですけれども、計画なので今までの過去の実績をもとに認定者数を推移して介護給付費がどれだけ要るかというのを算定して、それをもとに介護保険料を計算していることになっていると思うんですが、それは介護予防に対して何もしていない推計ですよ。今、町としてはタピオステーションを立ち上げてタピオプラスを各自治会に推進して介護予防を普及していくという、そういう意気込みがあるわけですよ。それがあって介護保険料を抑えられますよというものがなかったら、やっぱりタピオステーションを幾ら立ち上げて、ただ単なるステーション立ち上げ費用の1万5,000円もただけでは普及できないと思うんです。介護保険料が抑えられるんや、抑制されるんやとなってこそ初めてタピオ体操は浸透していくと思うんですね。皆さんもまた、ただ単にステーション設置するだけじゃなくて、そこで体操に一生懸命皆さん参加すると思うんです。そして介護予防に一生懸命取り組むと思うんです、その体操に。そういう意気込みがない。ただ単に今までやってきた継続のままで計算しているというのは、ちょっと私、理解というか納得できない。

保険料の値上げを見たときに、もっと自分たちは住民にタピオステーションをもっと浸透させるんや、運動を推進して介護予防普及させていくんやという町の意気込みを町民にもっと訴えるためには、介護保険料抑制にやっぱり努めていただきたいなど。この金額は理解できない、この上げ方。

そして、今回は保険料を16段階までしたのは、これはいいと思うんです。だから、高い方、5段階、6段階以上の方については、600万円を越す方以上については、別に11段階から16にふやした分は、これはいいと思うんですよ。でも、非課税世帯に対して保険料を上げるとはちょっと納得できないですね。1,214円、1,754円上げていっています。これでは介護予防、何もしないと思うんですよ。やっぱり介護予防を皆さんがしてもらうためには、しっかりとタピオ体操を推進していくためには、町の意気込みとして、この方たちに対しては保険料を上げません、だからしっかりとタピオ体操を推進し、介護予防に取り組んでくださいという、そういう計画を示していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君） 渡辺議員おっしゃることはよく私もわかるんですけども、介護の保険者としてしましては、やはり一定の介護のサービスの確保というところも保険者の責務にあります。

この給付費については、全然予防のところを見込んでいないことはなくて、一応その見込んだ形の織り込み済みで保険料を出しています。タピオは今年度から本格的に実施していますが、ふれあいセンターを中心とした介護予防というのはもともとやっております、その実績を踏まえた給付費を見込んでおりますので、そちらのほうはご理解いただきたいなと思います。今からタピオを普及していくので、その給付を見た中で第8期、第9期については保険料を抑制していけるかなと保険者は思っております。

今は、実績等が28年度から立ち上げ支援でやっておりますので、28年度についてはその給付費に反映されております。28年度、29年度の実績を見た中で給付費を見込んで保険料は算定しておりますので、そちらはご理解いただきたいなと思います。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） ちょっと補足させていただきます。

タピオステーションをやっておりますので、示し方をもう少し工夫をすればよかったなというのは反省させてもらいます。

本来ならば、例えばこれ、今回6,000円ちょっとの基準額になっておりますけれども、6,400円、6,500円になっておりました。私ら実際算定する過程の中では、そういう額も実際に耳に入ってきましたけれども、やっぱりこれまで熊取町が行ってきた介護予防の実績も踏まえながら、今後タピオステーションもやっていくことを踏まえながら今回ここで抑えられているというところは、もっともっと高かったけれどもこの額でおさまっているというような示し方があったのかもわかりませんけれども、実際問題は、比較的熊取町は抑えられていると思っております。

先ほども認定率のこともありましたけれども、国・府よりも認定率はやはり低いです。以前は国・府よりも高くて、介護予防に力を入れていく過程の中で国・府よりも低くなりまして、それをずっと維持をやっていると、抑えているということをもう一度理解していただければありがたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 今、13ページのところで認定率が低いというところでは理解できますが、それがタピオ体操に介護予防を推進している中で抑えられてきているのであるならば、さらにタピオステーションをもっと全自治会で広げていくという意気込みを見せるためにも、介護保険料を今回この計画の中で抑えましたという意気込みを示していただけたらもっと皆さんが一生懸命……。もう全然、保険料も上がるわタピオステーションもせえというんではなくて、保険料を抑制するためにタピオステーションで頑張ってくださいよという訴えのほうに皆さん励むと思っておりますので、ちょっとその辺のところを検討していただきたいなということです。

ちょっと聞きたいのは、第6期のときに保険料率を何か括弧して示されているんですけど、27年に計画しているんです。27年度、28年度はある程度抑えているんですよ。保険料率0.5であるのを第1段階の方は0.45、0.3にしているんですけども、これは消費税絡みじゃなかったんですか。そうですよね。そしたら、今回はそれはないんですか。

議長（坂上巳生男君） 根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君） 消費税が引き上げられると言われて引き延ばしになっておりました、今、予定では平成31年10月から消費税が改定されるということになっておりました、今のところは今、渡辺議員お持ちの第1段階の保険料率が0.45となっておりますけれども、本来の本則は0.5なんです。第1段階の方だけ消費税の引き上げがなかったんですけども、0.05引き下げられているんです。消費税の改定があったら2段階、3段階の人も引き下げる予定だったので、まだ現在、国からは示されておりませんが、本町といたしましても低所得の人の保険料の軽減とい

う面から、もし引き上げられなかったとしても、消費税が上がるという予定なので、国のほうにそれを完全実施するように要望していきたいと思っております。まだ国も示されていないですけども、また消費税が上がることによって料率を引き下げるといふ方針が出る可能性もありますので、その状態を確認しながら国にも要望していきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。そしたら、これは国でまだ出ていないから括弧書きで載っていないところなんですね。でも、非課税世帯につきましては保険料をもっと考えていただきたいなと思います。

議長（坂上巳生男君） 根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君） 非課税世帯の第2段階、第3段階の方については、ある一定の所得要件で低所得の方については町の減免制度もありまして、こちらは本町といたしましても毎年、保険料の賦課のときに広報を通じまして周知させていただいております、その要件に該当する人は減免の適用をしております。

議長（坂上巳生男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、いきいきくまとり高齢者計画2018（熊取町第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）（案）の概要についての件を終了いたします。

次に、案件4、熊取町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（案）の概要についての件を説明願います。野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君） それでは、熊取町第5期障がい福祉計画及び熊取町第1期障がい児福祉計画（案）の概要についてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。まず、お手元のA4、1枚物の資料をごらんください。

1、計画の趣旨でございます。

障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律並びに児童福祉法に策定が義務づけられており、計画策定に当たりましては、国が定める障害福祉サービス等及び障害児通所等の円滑な実施を確保するための基本的な指針並びに大阪府が定める第5期市町村障がい福祉計画及び第1期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方をもとに、本町のこれまでの障がい福祉計画の実績等を踏まえて策定するものでございます。

次に、2、計画の位置づけでございます。

障がい福祉計画は、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定める計画となり、障がい児福祉計画は、障がい児通所支援等の提供体制等の確保や、その他障がい児通所支援等の円滑な実施に関する計画となります。また、本計画は、熊取町総合計画、熊取町障がい者計画を上位計画とし、熊取町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、熊取町子ども・子育て支援計画などの関係計画とも整合を図りながら推進してまいります。

次に、3、計画期間でございます。

本計画の計画期間は、国の基本指針に基づき、いずれも平成30年度から平成32年度までの3カ年となるものでございます。

次に、4、計画策定の体制でございます。

市町村障がい福祉計画及び市町村障がい児福祉計画を策定するときは、あらかじめ障害者基本法第36条第4項の合議制の機関、本町におきましては、熊取町障害者施策推進委員会がこの機関に当たります。の意見を聞かなければならないとされております。また、市町村が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるときには、あらかじめ都道府県の意見を聞かなければならないとされております。これらを踏まえまして、本日お示しさせていただいております計画（案）につきまして

は、アンケート調査及びパブリックコメントにより住民の皆様のご意見を伺うとともに、本町障害者施策推進委員会においての審議、大阪府との事前協議を経て策定を行ったものでございます。

次に、5、熊取町第5期障がい福祉計画及び熊取町第1期障がい児福祉計画（案）の概要についてでございます。

両計画の概要につきましては、お配りさせていただいております計画（案）もあわせてごらんいただきながらご説明をさせていただきます。

まず、第1章、計画の策定にあたってでございます。計画書では3ページから4ページとなります。

第1章では計画策定の趣旨などを記載しておりますけれども、先ほどご説明させていただきました内容とおおむね重複いたしますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

次に、第2章、熊取町第5期障がい福祉計画でございます。計画書では5ページから36ページとなります。

第2章では、国の指針等に基づき設定する成果目標や障がい福祉サービス等の見込み量、地域生活支援事業の見込み量を記載しております。本日は時間の都合上、主に成果目標と障がい福祉サービスの見込み量のうち、平成30年度から新設されるサービスを中心にご説明させていただきます。

それでは、計画書の5ページをごらんください。

1の成果目標でございます。

本計画では、平成32年度を目標年度といたしまして、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行などの課題に対応するため、目指すべき成果目標を定めております。なお、成果目標に係る基本指針につきましては国が定めており、市町村におきましては、この基本指針を踏まえた目標を設定することが基本とされております。また、大阪府におきましても、国の基本指針を踏まえ、大阪府の基本的な考え方を設定しております。この考え方は府内各市町村に示されております。本町におきましては、この基本指針及び大阪府の基本的な考え方を踏まえ、成果目標を設定しております。

なお、本計画の成果目標につきましては、現計画である第4期からの継続目標とされているものもございます。第4期から引き続き成果目標とされているものにつきましては、前計画の計画値とその検証もあわせて記載しておりますが、本日は時間の都合上、第5期計画の成果目標の概要のみご説明をさせていただきます。

それでは、（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行でございます。

①地域移行者数の第5期計画の目標につきましては、国の指針等に基づき、平成32年度までの地域移行者数を、平成28年度末時点の施設入所者である31人の9%に当たる3人を目標として設定しております。

次に、②施設入所者の削減数の目標につきましても、国の指針等を踏まえまして、平成28年度の施設入所者数である31人の2%に当たります1人を目標値として設定しております。

次に、（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築でございます。

国の基本指針等におきまして、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを支える市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を平成32年度までに設置することが示されていることから、本町におきましても、平成32年度までに自立支援協議会などの既存の協議の場を活用しつつ、設置に向けて取り組むことを成果目標としております。

次に、（3）障がい者の地域生活の支援でございます。

国の基本指針等におきまして、居住支援のための機能を持った地域生活支援拠点を地域の実情に応じた必要な機能の検証を踏まえ、32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備することとされていることから、本町におきましては、地域生活支援拠点に必要な機能の精査を行うとともに、拠点整備につきましては面的整備を基本とし、本町と町内事業者、関係機関とのネットワークの構築を軸に自立支援協議会において検討を行い、平成32年度までの整備に努めることを目

標としております。

次に、(4)福祉施設からの一般就労への移行等の①福祉施設から一般就労への移行につきましては、大阪府から熊取町の目標として示されている6人を成果目標とし、②就労移行支援の利用者数につきましては、国の基本指針等に基づき、平成28年度末の就労移行支援事業利用者数である13人の1.2倍の16人を目標として設定しております。

次に、③就労移行支援事業所ごとの就労移行率につきましては、国の基本指針等に基づき、平成32年度末において、町内の就労支援移行支援事業所における就労移行率が3割以上となる事業所が全体の5割以上となることを成果目標として設定しております。

次に、④就労定着支援事業による1年後の職場定着率でございます。こちらは平成30年度からの新規目標となりますが、国の基本指針等に基づき、平成32年度末において、町内の就労移行支援事業所が就労定着支援事業を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上として成果目標を設定しております。

次に、⑤就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額につきましては、大阪府から提供されました管内の就労支援事業(B型)事業所における平成32年度の月額平均工賃目標である1万2,697円を目標として設定しております。

以上が障がい福祉計画の成果目標でございます。

次に、13ページをごらんください。

2の障がい福祉サービス等の見込量でございます。

こちらでは、居宅介護などの訪問系サービスや日中系サービスなどの障がい福祉サービス等につきまして、サービスの内容、第4期計画の実績と検証、第5期計画の見込み量と見込み量の考え方について記載をしております。本日は、時間の都合上、平成30年度から主に新しく追加されますサービスにつきましてご説明をさせていただきますので、そのほかにつきましては、恐れ入りますが後ほどお目通しをよろしくお願いいたします。

それでは、23ページをごらんください。

⑥の就労定着支援でございます。こちらは平成30年4月から新設されるサービスとなり、サービスの内容としましては、就労移行支援などのサービスを経て一般就労を行った障がい者に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うものでございます。5期の見込み量につきましては、下表のとおり、少しずつ利用者が増加するものとして設定しております。

次に、26ページをごらんください。

③の自立生活援助でございます。こちら平成30年度から新設されるサービスとなり、サービスの内容につきましては、障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへ移行した障がい者等に一定期間、定期的に利用者の居宅を訪問し、地域生活の状況を確認し、必要な助言、医療機関との連携調整を行うものでございます。見込み量につきましては、福祉施設の入所者の地域移行者数の成果目標等により設定をしております。

以上の2つのサービスが、平成30年度から新しく追加されるサービスでございます。

恐れ入ります。19ページにお戻りください。

②の自立支援でございますが、本日お配りさせていただいております資料では、見込み量の表の障がい種別に訓練種別を明記しております。しかしながら現在、国がパブリックコメントを実施しております平成30年度障がい福祉サービス等報酬会計に関連しまして、障がい者の区分なく利用できる見直し旨が記載されております。これを受けまして、2月15日付で大阪府から市町村に対しまして、見込み量の表等に訓練種別を明記している場合は、訓練種別を削除しておくなどの可能な範囲で対応することの通知がございましたので、訓練種別の削除を行う予定にしております。

次に、29ページをごらんください。

3の地域生活支援事業の見込量でございます。

地域生活支援事業は、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、地域の実情や利用者の状況などに応じて市町村や都道府県が行う事業となるものでございます。本計画では、本町が地域支援事業として実施しております相談支援事業などの見込み量について、第4期計画の実績などから設定しております。恐れ入りますが、後ほどお目直しをお願いいたします。

次に、第3章、第1期障がい児福祉計画でございます。計画書では37ページから57ページまでとなります。

現計画の第4期計画におきましては、第4節におきまして、児童福祉法に基づく障がい児支援としまして障がい児通所支援事業等のサービス見込み量を設定しておりましたが、児童福祉法の改正に伴いまして平成30年4月から本計画の策定が義務づけられることから、障がい福祉計画から切り離し、第1期障がい児福祉計画として成果目標並びにサービス見込み量の設定を行うものでございます。

まず、1、成果目標でございます。本計画では、障がい児通所支援事業等の提供等の確保、その他障がい児通所支援等を円滑に実施するため、目指すべき成果目標を定めることとされており、障がい福祉計画同様、32年度を目標年度とし、国の基本指針、大阪府の基本的な考えを踏まえ、成果目標を定めるものでございます。

まず、(1)重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実でございます。

①児童発達支援センターの設置につきましては、国の基本指針等におきまして、平成32年度までに各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とするとされており、本町におきましては、これまで貝塚市に立地しています児童発達支援センターを利用しておりますので、引き続き当該センターを利用することとして、成果目標を設定するものでございます。

次に、②保育所等訪問支援の充実につきましては、同じく国の指針等におきまして平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされていることから、本町におきましては、保育所等訪問支援サービスの提供について、児童福祉サービス提供事業者等に対し働きかけを行い、利用体制の構築を行うことを成果目標としております。

次に、(2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保につきましては、国の指針等におきまして、平成32年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とするとされており、本町におきましては対象児童が少なく、町単独では事業所確保が難しいと考えられることから、平成32年度末までに、町もしくは圏域において、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保することを目標として設定しております。

次に、(3)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置につきましては、国の指針等におきまして、平成30年度末までに各市町村において保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とされていることから、本町では、関係機関が出席する既存の会議の場などを活用し、平成30年度末までに協議の場の設置に向けて取り組むことを成果目標としております。

次に、39ページをごらんください。

2、児童福祉法に基づく障がい児支援の見込み量でございます。

こちらでは、児童発達支援事業や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援事業や障がい児相談支援などの見込み量を、第4期計画の利用実績などから設定しております。なお、障がい児通所支援事業におきましては、平成30年度から40ページの③居宅訪問型児童発達支援が新規事業として追加されております。

サービスの内容といたしましては、重度の障がいにより外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し発達支援を提供するもので、見込み量につきましては、利用者が1名、月2回程度利用

するものとして設定しております。そのほかの事業につきましては、これまでの利用実績などから見込み量を設定しており、障がい福祉計画同様、見込み量の考え方をあわせて掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、45ページの3、子ども・子育て支援事業の種別ごとの利用量の見込みとその提供体制についてでございます。

大阪府の基本的な考え方において、本計画にも子ども・子育て支援事業の種別ごとの利用量の見込みと体制について同様に記載することが示されているため、平成27年3月策定の熊取町子ども・子育て支援計画のうち、当該部分を抜粋して掲載しているものでございます。後ほどお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

次に、51ページをお願いします。

第4章、計画の推進等でございます。

本計画の推進につきましては、関係機関、関係団体との連携を図りながら本町自立支援協議会等において進行管理を行うとともに、少なくとも年に1回はその実績を本町障害者施策推進委員会に報告を行い、進捗状況の分析及び評価を行うものでございます。

次に、第5章、障がいのある人を取り巻く状況でございます。計画書では52ページから60ページとなります。

本章では、障がいのある人を取り巻く状況としまして、本町の人口の推移や手帳所持者の状況などを記載しております。

また、61ページから122ページまでにつきましては、参考資料としましてアンケート調査結果、用語集、計画策定に係る主な取り組み経過、障害者施策推進委員会規則、同委員会の名簿を記載しております。こちらにつきましても、恐れ入りますが後ほどお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

恐れ入ります。A4資料にお戻りください。

6、今後の予定でございます。

この後、本計画案につきましては、3月に大阪府に提出した後、町ホームページ等において公表を予定しております。

以上で、熊取町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（案）概要についての説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今回、第1期の障がい児のができたようですけれども、前、私が質問しましたときに、障がい児の放課後施設なんかはまだ府の管轄で、熊取町では管轄していないというお話だったんです。その辺も今後、第1期の障がい児のそれができたことで変わるといふうなことはあるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）たしか鱧谷議員、今おっしゃっていただいたのは通所の事業所の指定の件だと思います。これは、変わりなく大阪府が指定を行う予定になっております。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、熊取町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（案）の概要についての件を終了いたします。

次に、案件5、町立保育所の民営化等についての件を説明願います。阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）それでは、町立保育所の民営化等についてご説明させていただきます。

資料をごらんください。

まず、1点目の行財政改革を踏まえた町立保育所のあり方についてでございます。

町立保育所では、地域の子育て支援の拠点施設として、障がいや虐待等により民間では対応し切れない配慮が必要な児童の積極的な受け入れを行っておりますけれども、このような取り組みは、行政が責任を持って誰もが平等に分け隔てなく通える保育所を確立するために、今後も町立保育所の重要な役割であるというふうと考えてございます。

一方で、長時間延長保育など保育ニーズの多様化への対応や今後の少子化動向を踏まえつつ、本町の厳しい財政状況等も勘案し、より柔軟で効率的な保育サービスの提供にも取り組む必要がございます。また、町立保育所の場合、老朽化によります大規模改修等につきましては町単費での負担となりますけれども、民間事業者が施設整備を行う場合は補助金が充てられますし、運営に際して国・府の負担額が見込まれます。これらを踏まえまして、保育所運営のさらなる効率化を図るとともに、子育てしやすいまちとしてその魅力を今後一層向上させていくためには、民間活力の導入を図る必要があるものと考えてございます。

なお、民営化に当たりましては、町立保育所の役割と重要性を勘案しながら、民営化に伴って保育の質が低下しないよう慎重に進めてまいります。

町立と民間の今後の役割につきましては、ただいまご説明いたしました内容をまとめておりますので、ご確認ください。

続きまして、2点目の民営化へ移行する保育所についてでございますが、町立保育所については、地域の子育て支援の拠点として地域に根差した保育を実施するためにも地域にバランスよく立地することが望ましいとの観点から、現在4カ所ある町立保育所のうち、地理的に近接している中央保育所と西保育所のいずれかを民営化する方向で比較検討してまいりました。その結果、学校施設に隣接している環境や園庭、保育室等が広く施設の拡張性も高いことから、民間事業者の努力と柔軟な発想により、将来的により多様な保育サービスの提供が見込まれる西保育所の民営化に取り組みたいと考えてございます。

なお、実施に当たりましては、引き継ぎ期間を十分に確保するために、30年度中に移管先事業者を選定し、32年4月からの移行を目指します。

また、参考としまして、現在、フレンド幼稚園が平成31年度から幼保連携型認定こども園への移行を予定しておりますことをこの場でこの機会にご報告させていただいた上で、その動向も含めまして、今後の地域における保育の需給バランス等を考慮した上で、必要に応じた各施設の利用定員についても調整を図っていきたいと考えてございます。

2ページ目をごらんください。

そのほかの町立保育所につきましても、保育ニーズ等を勘案しながら、子ども・子育て会議の意見などを踏まえた上で考え方をまとめていきたいと考えてございます。

続いて、3点目の民営化による財政効果額の見込みについてでございます。

あくまで現行制度に基づいて算定したものでございますけれども、第3次行財政構造改革プランの計画期間中の財政効果額としまして、一般財源ベースのトータル、対28年度比で1億4,700万円の削減効果額を見込んでございます。表にその積算根拠を示してございます。平成28年度の西保育所運営経費が4,800万円、平成32年4月の民営化以降は施設型給付費となり、2,900万円の対28年度比で1,900万円の減、また、民営化に伴いまして西保育所の正規職員が他の町立保育所に異動することに伴いまして、その異動先の臨時職員の賃金が削減されることを見込みまして約3,000万円の計4,900万円が各年の効果額として見込んでいるものでございます。

4点目に、これまでの民営化等への取り組みを参考に記述してございますので、ご確認ください。

次に、5点目の選定委員会の設置についてでございます。

町の附属機関として民営化移管先事業者の選定に係る委員会を設置するために、3月定例会において附属機関条例の一部を改正する条例案を上程する予定でございます。委員構成案としましては学識経験者、住民代表、町職員による構成で、委員数においては6名以内を想定してございます。

最後に、6点目、今後のスケジュール予定についてでございます。

3月定例会に、先ほどご説明いたしました選定委員会に関する条例並びに予算案を上程いたします。4月には民営化に向けた保護者等への説明を行い、5月に第1回目の選定委員会を開催します。8月から実際に移管先事業者の募集を行い、選定委員会による選考作業を経て、11月をめどに移管先事業者を決定したいと考えてございます。その後、保護者等に説明を行った後、来年4月から引き継ぎ保育を開始し、再来年の平成32年4月から民営化へ移行する予定でございます。

以上、町立保育所の民営化等についての説明とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）国の方針で公立保育所がなかなか建てかえとかできないような状況になっているということがこういうことを生んでいるんだろうなということは想像できるんですけども、今回も大改修や修繕が必要となるというふうなことを見込んでいます。さくら保育所のときにも国3分の1、府3分の1でしたか、半々でしたか、ちょっと忘れちゃったけれども、町も何ぼか出していたと思うんです。そういうことは全くここには書いていないんですけども、そういう費用というのは幾らぐらいになると今わかっているんですか。

議長（坂上巳生男君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）西保育所につきましては、現状、新耐震基準を満たすために平成18年度に耐震工事を行ってございますので、そういった耐震的なものの改修は今のところ見込んでございません。これは公立のまま維持したとしてもそういう状態でございますので、あと、基本的には現状の施設のまま使っていただけるような形で公募というふうにご覧でございます。

あと、すみません、民営化後の話になるんですけども、民営化後に施設の改修を行う場合、これについてはそのときの補助要綱とかで変わってくるんですけども、基本的には現状でいけば4分の1が町、2分の1が国または府、残りの4分の1が事業主負担というような、そういった仕組みになってございます。

また、さくら保育園のとき、今はこども園ですけども、その際には、もともと各町立保育所には調理室がございます。事業者の負担において改修をしたいというようなことがございましたので、その折には事業主負担で一部改修を行ったという経過はございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）わかりました。

それから、民営化が進んでいくと、保育自体がすごく若い先生があつて、それで理事者も子どもを集めたいという思いからだと思うんですけども、割合に保育が派手になっていくんです。子どもの発達状態を考えずにいろいろ派手なものを着せたり派手なイベントをしたりとか、それから、ほかのところでも英会話とか、そういうふうな子どもに必要なのかなと思われるような教室を開いたりとかという、そういうふうなことが持ち込まれてくるというのをすごく感じます。やはり子どもにとって一番大切なのは基本的な生活と、それから発達に応じた教育やと思うんで、その辺のことをきちっと指導していただけるかどうか、その辺が心配になるんですけど、その辺は大丈夫でしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）当然ながら、認可保育所という形で改めて認可の手続を踏むということになりますので、その際におきまして、民営化に移行する前には当然ながら保育の趣旨に従ってやっていただくと。さらに、これはまた募集要項の策定の段階になってこようかと思うんですけども、一定、用品類であるとか制服、こういったものについては、民間の特色でもあるんですけども、そういう部分で過度に保護者の負担にならないような形にしていくような取り組みを要綱で定めるとかというようなことも含めて考えていきたい等でございます。

さらにまた、実際に民営化へ移行した後におきましても、実際に入所の受け付けをするのは町が

窓口になるのは変わらないので、そういった保護者からのご意見を踏まえながら園の運営にかかわっていききたいというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）それからもう一つ、園の運営についても、ちゃんと先生が集まらないというふうなことも考えられますので、その辺も民営化になるとお給料の面とかいろんな面で保育士からの苦情とかというのも聞きます。やはりその辺の規定というんですか、指導というのもしきちっとしていただかないと、子どもに対してのその園の質とかというのにもかかわってきますので、余りにも安いお給料とかの提示があると集まってこないというふうな問題もあろうかと思えます。またその辺、きちっとされないといけないんじゃないかなというふうな感じもしますし、民営化するというのは、熊取町もこの財政状況で仕方がないと言われればそうなんですけれども、一番初めの約束では小学校に1園の公立保育所ということで来ていますので、その辺のことをどんどん減らしていくということで熊取町の保育所の歴史みたいなものが潰れてくるのではないかなというふうな感じもします。ほかのところでも保育所問題でいろいろと問題が起こっているのです、そういうことに絶対ならないというふうな感じをとってもらえたらというふうに感じております。これは要望です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありますか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）1ページの2の4行目のところ、西保育所を選んだ理由のところ、園庭が広いとか保育室が広いとかというのは理由はわかるんですけども、学校施設に隣接している環境が入っているのは、これは何ですか。

議長（坂上巳生男君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）民間事業者が参入するというにおきましては、これはここには載せていないんですけども、行く行く園が安定した運営を行っていく必要がございます、園が存続していける環境であるかということも重視しております。それは何を言いたいかといいましたら、これは近い将来ではなく、将来的に子どもが減っていった場合、そのときの利用調整というのは、当然ながら公立のほうは存続させていきたいと思っておりますけれども、民間の経営を圧迫しないようなそういう仕組みも必要かなというふうに考えてございます。ですので、保育所として今後も長年にわたって存続していくために、立地状況というものも十分に配慮していきたいなというふうに考えた結果でございます。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）全般的な考え方は課長から申し上げたとおりでございますけれども、学校施設に隣接する環境ということで、現状、町立保育所の園児と西小学校の児童とがいろいろな交流的な事業を行っているというふうに聞いてございます。小学校5年生だったと思います。高学年だと思います。高学年の児童が西保育所に来て、児童と小学校ってこんなところなんだよとかそういった教育をしたり、逆に西保育所の園児が小学校のほうに出向いて行って、その中で小学校ってこういうところなんだとか、早くからそういう環境に教育環境で触れるといったような事業を行ってございます。そういった事業も継続して民間事業者に担っていただきつつ、さらなるアイデアで発展を期待したいというところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）会議の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

ほかに質疑はありますか。江川議員。

13番（江川慶子君）今回、4カ所ある町立保育所のうち中央と西保育所を対象に検討していたというのは知らなかったんです。突然出てちょっとびっくりしているんですけども、それも急なことやなと思って、驚いております。

先ほど鱧谷議員が言ったように、民営化に対してはすごく不安を感じておるんですが、2ページのところに、公立でやったら4,800万円かかるんだけれども民営化になったら2,900万円で済むん

だという差し引きが出ていますね。その上で1ページには、民営化に伴って保育の質とサービスの低下を招かないように十分留意しながら進めていくものとは書いてあるんですけども、これだけの金額を下げた町の負担は下がるとしても、子どもたちの園に対する住民サービスが低下するのではないかなということをごすごく思います。その辺はどのように考えておりますか。

議長（坂上巳生男君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）まず、金額面の考え方なんですけれども、町立保育所の場合は、運営にかかった経費に対する特定財源というものは保育料だけというふうに見込んでございます。施設型給付費に変わりましたら、その特定財源である保育料、さらにその除いた部分については国が2分の1、府が4分の1を負担するというところでございまして、一般財源ベースに戻したときにその額ということになってございます。ですので、あくまでこの増減額の比較につきましては一般財源ベースで出したということでございます。

金額はそういう形になるんですけれども、基本的には今ある形、定員も基本的には維持した上で、さらには民営化を検討した結果、西保育所を候補として選んだ結果にもございますけれども、今後の敷地の広さも含めた拡張性、こういったところも含めて、単に財政的なものだけではないけれども、民間でよく既にされている休日保育であるとか長時間延長保育、一時預かりといったきめ細かなサービスもございますので、こういったところは公と民の役割の分担の中で確立させていきたいなと思ってございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ここに書いている2ページの積算根拠については、町が出す一般財源だけの数字やということですね。そしたら、それ以外のところで国・府から出てくるので、その金額というのは、またどこかでお示しされますか。今わかりますか。

議長（坂上巳生男君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）後ほど調べてからお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）すみません、急に言ったので。後ほどよろしくお願いします。

施設型の給付費の金額というんですか、これは平成15年から始まった第6保育所の民営化、アトム共同保育園の関係からも、計算的には同じような数値になっているのでしょうか。その辺確認ですが。

議長（坂上巳生男君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）新たな、今、アトムとかさくらのときには旧制度というところがございまして、平成27年度以降の子ども・子育て支援法に基づく公定価格というもので今回の給付費を算定させていただいてございますので、必ずしも近い数字というのではない状態でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。できましたらそれも一緒に資料をお願いします。

議長（坂上巳生男君）ただいまの江川議員の質問に関連して私からもちょっとお願いしておきたいんですが、削減効果額というふうな形で出ております。保育所の運営経費につきましては、何年ほど前ですか、大分以前にそれまでの保育所運営に係る国からの補助金が一般財源化されて、結局、一般財源化されるということは地方交付税の中に一定額算入されているというふうな考えられますので、恐らくその分がここでは考慮されていないのではないかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）おっしゃるとおり、この数字には交付税の部分は含まれてございません。

議長（坂上巳生男君）それであれば、その部分を度外視して削減効果を計上するというのはいかがなものかなというふうに感じております。だから、その部分も一般財源化の部分でこれだけの数字が地方交付税として算入されているはずだというふうな数値もまた後ほどお示しいただけたらと思います。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、町立保育所の民営化等についての件を終了いたします。

次に、案件6、国民健康保険の都道府県化についての件を説明願います。野津保険年金課長。
保険年金課長(野津博美君) それでは、国民健康保険の都道府県化につきましてご説明させていただきます。

まず、資料でございますが、議員全員協議会用といたしましては、国民健康保険の都道府県化についてと題しましたA4両面の1枚でございます。残りは参考資料でございます。2月13日に開催いたしました国民健康保険運営協議会で配付いたしました資料一式でございます。詳しくは後ほどお目通しください。

それでは、改正の背景と趣旨でございます。

これまでも議員皆様方にご説明させていただいてきたところでございますが、国民健康保険は、その制度上、年齢構成や医療費水準が高く所得水準が低いなど、構造的な課題を抱えており、常に厳しい財政状況が続いております。これは、国保には既に多くの公費とともに他の医療保険からの支援が投入されておりますが、今回の改革では、さらに公費の拡充等を行うとともに、都道府県もその運営に加わり、都道府県が財政運営の責任主体となることで運営のあり方の見直しを行い、将来にわたって持続可能な制度となるような仕組みを構築することが平成27年5月改正の法律に明記されたものでございます。大阪府におきましても、府内代表市町村との協議を重ね、平成29年12月に大阪府国民健康保険運営方針を法に基づき策定しており、本町におきましても大阪府国民健康保険運営方針に基づく改正を行うものでございます。

続きまして、2、主な改正内容でございます。

原則的に、大阪府国民健康保険運営方針にあります府内統一基準に合わせた改正となります。

まずは、①保険料の算定方法についてでございます。

1点目、賦課総額でございます。これは、療養の給付、つまり医療費を支払うために必要な医療分、後期高齢者医療への支援のための支援分、40歳から64歳の方の介護保険料に相当する介護分で、保険料で集めるべき額でございます。これまでの特別会計の仕組みは、各市町村が個別に国・府からの公費や他の医療保険からの支援、そして一般会計からの繰入金などと保険料を収入し、それを財源に医療給付費等を支払っておりましたが、今回の法改正により、大阪府が財政運営の責任主体となることで、大阪府が積算した市町村標準保険料率により算定された事業費納付金を一旦大阪府に集めて、実際にかかった医療費等を各市町村に配分するという大阪府と市町村の間のお金のやりとりが追加されるものでございます。これによりまして、医療費等は全て大阪府からの保険給付費等交付金によって支払うこととなります。ここがこれまでの運営と異なる点でございます。今回の改正点となっております。

次に、今ご説明いたしました賦課総額をどのような方式で保険料率に割り振るかというのが2点目の賦課方式でございます。現在、医療分、支援分、介護分とも所得割、均等割、平等割の3方式により料率が決められることになっておりますが、医療分、支援分は3方式で変わらず、介護分は、介護保険制度には世帯での負担という概念がございませんので、所得割と均等割の2方式に改正するものでございます。

そして、医療分、支援分、介護分をどのような割合でご負担いただくかというのが3点目の賦課割合でございます。現行は賦課総額を所得割で50%、均等割で35%、平等割で15%としておりますが、改正案は、大阪府が算定し通知する市町村標準保険料率における割合と改正するものでございます。その割合は、おおむね所得割で50%、均等割で30%、平等割で20%となるものでございます。

次に、4点目の保険料率でございます。これは、府内どこの市町村に住んでいても同じ所得、同

じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、大阪府が示す市町村標準保険料率を用いるというものでございます。

続きまして、5点目の賦課限度額でございます。この賦課限度額は政令に基づくもので、平成30年度の賦課限度額は、医療分を4万円引き上げ58万円に、支援分19万円と介護分16万円は据え置かれ、合計93万円とする政令改正が閣議決定され、1月31日に公布されたところでございます。しかし、大阪府が平成30年度の市町村標準保険料率を算定した時点の政令の限度額は89万円でございますので、先ほどご説明いたしました保険料率は大阪府が示す市町村標準保険料率とすると規定いたしますので、賦課限度額につきましても大阪府の示す市町村標準保険料率に用いる額と改正するもので、結果的には、その額は平成29年度と同額で、合計89万円となるものでございます。

続きまして、資料裏面になります。2ページの②仮算定の廃止についてでございます。

改正の内容でございますが、大阪府国民健康保険運営方針に基づき仮算定を廃止し、本算定期、納付回数を府内統一基準に合わせるものでございます。これまで4月に仮算定、7月に本算定の通知をさせていただいておりましたが、4月の仮算定を廃止するというものでございます。次に、仮算定を廃止することで本算定の時期を7月1日から6月1日に1カ月繰り上げ、納付回数は4月から翌年3月までの年12回としていたものを6月から翌年3月までの年10回とするものでございます。これは納付方法の変更だけであって、年間の保険料額が変わるものではありません。

次に、③保険給付についてでございます。

出産育児一時金は既に統一基準どおりでございますので、差異のある葬祭費の支給額を引き上げるというものでございます。現在、葬祭費は3万5,000円でございますが、改正後は5万円となります。

次に、④その他でございます。

保険料の減免と一部負担金の減免及び徴収猶予についてでございます。保険料の減免とは、自然災害やこれらに類する災害により著しい損害を受けた場合や、事業不振、休廃業、失業等により収入が著しく減少したり刑事施設等に拘禁された場合などにおいて、国民健康保険料の一部または全部を免除する制度でございます。また、一部負担金の減免及び徴収猶予とは、保険料の減免と同様に、自然災害等により著しい損害を受けた場合や事業不振等により収入が著しく減少した場合に、医療機関等の窓口で被保険者が負担する費用を減額、免除または徴収を猶予する制度でございます。保険料の減免と一部負担金の減免及び徴収猶予は、いずれも今回、府内統一基準に合わせるもので、減免要件の区分分けが簡潔になるとともに所得による区分分けがなくなり、減免率や減免対象が拡大されるなど、対象となる被保険者の保険料負担や医療機関窓口での費用負担の軽減につながるものでございます。

続きまして、経過措置期間についてでございます。

ただいまご説明いたしました改正内容は、大阪府国民健康保険運営方針に定められております府内統一基準に沿った内容となるものでございますが、大阪府国民健康保険運営方針にある統一時期にはただし書きがございまして、ただし、出産育児一時金の額、葬祭費の額、被保険者証の様式等、保健事業、精神結核医療給付費以外の項目については激変緩和経過措置を設けるものとする激変緩和期間が設けられていることから、平成30年度から平成35年度までの6年間を本町におきましても保険料の経過措置に関する附則を設けるというものでございます。

ただ、現時点では、緩和措置につきましても詳細をお示しできる状況ではございません。と申しますのも、本町の国保特会では現時点、基金等の緩和措置を講じるための財源は保有しておりません。現時点での平成29年度の大まかな収支見通しは出ているものの、皆様もご存じのとおり、インフルエンザの大流行によりましてことしの1月、2月の診療分への影響も少なからずあると思われまます。平成29年度の給付費の額がおおむね確定するのは4月以降となりますことから、今は詳細を申し上げることができない状況でございます。平成30年度の保険料率を国民健康保険運営協議会に諮問させていただき予定の5月の段階では、平成29年度の収支見込みがほぼ固まっておりますので、

その時点で可能な範囲での経過措置が行えるよう、この附則を設けることとしております。

次に、4番の施行日は平成30年4月1日でございます。

最後に、スケジュールでございます。本日、議員の皆様方に制度改正の主な内容をご説明させていただき、来る平成30年3月定例会に国民健康保険条例の一部を改正する条例案を上程させていただく予定としております。

以上が国民健康保険の都道府県化についての説明でございます。制度改正の背景、趣旨並びに制度改正についてご理解賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。江川議員。

13番（江川慶子君）この間、国保についてはいろいろとやりとりして、私も勉強をさせていただきました。もう最終的な保険料率やら賦課割合とかそういうことも出されて、これから熊取町の姿勢というのをどうするかというのが問われるときに入りましたね。最終的には5月の運協で料率が決まって確定するわけなんですけど、今ご説明にありましたように、原則的にということで6年間の緩和措置、激変緩和措置期間があるということで、今のお話でも、インフルエンザの影響とかで確定はできないけれども、なるべく影響が出ないように、そんなに相違がないようにというふうに受けとめました。そういったような状況で、もう単純に大阪府に合わせるということではなく、熊取町の医療費に合わせて考えていくんだということでは捉えてよろしいでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）江川議員おっしゃっていただきましたとおり、平成30年度から今の段階では標準保険料率で保険料をお納めいただくというのは考えておりませんので、ただ、申し上げたとおり、財源というものが今確実に見込めるものがございますので、今年度の決算等を見た中で、次の5月になりましたら収支の見通しはほぼ出ておりますので、その段階で可能な範囲で、29年度と同じとはなかなか難しいかもしれませんが、できるだけ余り大きく上がらないような形で対応したいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。姿勢的には市町村、熊取町として結論を立てるということの姿勢ということで理解しました。ありがとうございます。

それから、納付回数なんですけど、これも、仮算定がなくなるということは1回分の納入額が引き上がりますよね。そのこともとても不安な要素であります。ですので、これについても町のほうで判断できる事項ではないかなと思ったんですが、今聞くと、5月に運協ということであれば4月の仮算定はできていないわけですので、4月、5月ができないわけなんで、6月からでやむを得ないのかなというふうに感じたんです。これは、今後もとりあえず満遍なくいただくということで仮算定は残すという、今期は無理としても、ことしは。そういったことも含めて検討されたらどうかと思うんですが、それはいかがですか。

議長（坂上巳生男君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）仮算定の廃止なんですけれども、おっしゃっていただいたとおり、年間の保険料額は変わらないんですけれども、12回でお支払いいただいていた分を10回でお支払いいただくということで1回の当りは金額は上がるんです。その点に関しましても、6月から次の年の5月までの12回というような形での納付というのもご相談に応じてさせていただきますので、これまでと変わらないような形での納付で対応させていただけると考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）今のは、相談があれば分割納付みたいな形でそういうこともできますということで

すか。

議長（坂上巳生男君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）おっしゃるとおりです。基本的には10回でお願いしたいと考えておりまして、お支払いが厳しいということであれば、ご相談いただきましたら12回でさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。もう少し期間があるんで、もう少し住民にとってどうかというのを検討していただけたらと思います。ありがとうございます。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）今、仮算定の話なんですけれども、住民の皆様方に直接影響する話であろうということで我々もいろいろ考えておりまして、実はもう昨年というか、本年度の納税通知を発送する際に、このようなことを予定しておりますというご案内ももう既にさせていただいております。今時点、2月13日の運営協議会においてもこの旨説明を十分させていただいたんですけれども、特段お話もなく、ご理解いただけておるのかなというふうに考えております。直接、住民の方からも、ご案内はさせていただいておりますけれども、どうにかというご相談、今時点はございません。まだ、先ほど課長が申しましたように、実際になったときにはまたご相談等もあろうかと思っておりますけれども、それはまた丁寧な対応をさせていただきたいと思っておりますので、その点をご安心いただきたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかには質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）これは、予算委員会でもどういう状況になるかというのはお聞きすることになるかと思うんですけれども、30年度の予算で熊取町の繰入金というのは前年度に比べて下がっておりますよね。ほかの自治体で繰り入れを行って保険料を下げるという措置を大阪市とかはしているわけなんですけれども、そういうところは繰入金を従来どおりやっていくというような方向にあるのか、数年間はその措置が認められているので、やっていく可能性が高いと思われるのか、そうすると熊取町だけは、まともにそれがなしになるから、その分、補助がない分だけ今までよりは高くなりますよね。そういうので、よその自治体が今までどおり繰入金を変更しないでやろうとしているのか、その辺の情報はどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）今、重光議員おっしゃっていただきましたとおり、6年間は激変緩和の期間があるということで、今まで一般会計から繰り入れをいただいて保険料を引き下げるためにいただいていた分というのは全ての団体が30年度からなくすという方向ではないと思います。まだ引き続き、6年間するのか何年かで少しずつ下げていくのかというふうな対応はそれぞれだと思うんですけれども、基本的に熊取町一般会計からいただいている分というのは、法定で決められた分と、あと減免に係る分ですとかペナルティーにかかっている分で、基本的に今までだめだと言われていることをやっているわけではございませんでして、その分を熊取町がほかの分、下げている分をかぶるということは、これまでご説明させていただいたとおりございません。6年間に限ってもそういった現象は起こらないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それから、一般会計からの繰り入れなんですけれども、これはもう国のほうからも、あるいは大阪府のほうからも、これは赤字なんやと、安定した運営にはこれはもう避けてくださいということは常々かなり以前からも言われておる話でございます。本町が実施しております一般会計の繰り入れというのは、先ほど課長が申しましたように法律で定められた、あるい

は基準で定められた繰り入れでございます。これは国保以外の住民の方からもご納得いただけるものであろうかと考えておりますので、これについては当然継続してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）江川議員からの民営化等についてあったご質問の件なんですけれども、まとめて、申しわけございません、後ほど資料ということでお出しさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で質疑を終わります。

これをもって、国民健康保険の都道府県化についての件を終了いたします。

若干のトイレ休憩のため、5分間、ただいまより5時32分まで休憩といたします。

（「17時25分」から「17時32分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）次に、案件7、熊取町空き家バンク制度についての件を説明願います。馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）それでは、熊取町空き家バンク制度についてご説明いたします。

資料でございますが、1、目的でございます。

内容については省略させていただいて、後段2行、空き家の利活用を促進し、将来の管理不全空き家の増加を抑制するため、空き家バンク制度を導入するものであります。

空き家バンクの概要、位置づけにつきまして図にしておりますので、下の図をごらんください。

左側に空き家所有者として空き家を所有する方、右に空き家希望者として空き家の賃借、購入を希望する方を置いております。その間に空き家バンク制度がございます。

従来の空き家バンク制度では、空き家の賃貸、売却を考えられている空き家所有者から仲介業者を通じて物件情報の登録を受け付け、その情報を公開することで空き家を希望する方へ情報発信するものでした。本町では、空き家所有者の物件情報に加え、空き家希望者からの希望情報を受け付けることといたします。これで双方の方の希望がマッチングする場合には、宅地建物取引業の仲介のもとに契約等をしていただくということになります。

また、本町の空き家バンクでは、空き家の登録促進を図るためにも、新しい取り組みとして空き家相談員制度を創設し、関係団体から相談員の派遣を受け、例えば空き家を所有しているがどうしていいのかわからない、そういった方にも対応してまいります。

空き家バンク制度については4月1日開始といたします。

また、大阪版空き家バンク、全国版空き家バンクとも、空き家所有者の意向も確認しながら連携したいと考えています。

なお、空き家バンク制度と相談員制度については4月広報に掲載予定ですが、3月の早い時期からホームページで先行PRしたいと、そういうふうに考えております。

説明は以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（坂上巳生男君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、熊取町空き家バンク制度についての件を終了いたします。

次に、案件8、熊取町都市計画マスタープラン（案）についての件を説明願います。馬場まちづ

くり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君） それでは、都市計画マスタープラン（案）についてご説明申し上げます。

本日の資料でございますが、A4サイズの表紙とA3サイズの概要が一つになったもの、それからマスタープラン（案）の冊子をお配りしていると思います。説明は、A3判の概要版で行わせていただきます。

説明に入ります前に、まことに恐れ入りますが、一部、資料の修正をお願いしたいと思っております。概要版A3サイズの右肩、資料3をお開きいただけますでしょうか。

資料3の左側、数字で6番と打っている部分ですが、その3行ある部分の3行目、大原衛生公苑についての部分です。文中中ほど、「広域化処理を見据え整備」とありますが、この「整備」を「維持管理」に修正をお願いします。また、文章の後段ですが、「廃止についても検討を進める」と記載している部分を「廃止に向けた手続を進める」という形に修正をお願いいたします。念のためもう一度申し上げますと、「大原衛生公苑は広域化処理を見据え維持管理するとともに本施設の廃止に向けた手続を進める」、以上のように修正をお願いいたします。申しわけございません。

それでは、都市計画マスタープラン（案）についてご説明を申し上げます。

お手元の資料2枚目、右肩、資料1をごらんください。

資料1は、都市計画マスタープランの策定について、計画の策定における目的や役割、位置づけ、経緯などを記載しているものでございます。

その2番、位置づけといたしまして、本計画は、都市計画法第18条の2に定める都市計画に関する基本的な方針として策定するものです。全ての市町村が策定するものです。

3番、都市計画マスタープランの構成ですが、右肩の上です。全体構想と地域別構想により構成しております。全体構想は、町の都市整備の基本理念と目指すべき将来像、基本方針等を設定しています。地域別構想については、全体構想の内容を踏まえ、町域を4つの地域に分けて、それぞれの地域の特性を生かした将来像とまちづくりの目標設定、実現に向けた方針を定めてございます。お配りしている冊子、分厚いA4のやつですけれど、後ほどごらんいただきたいんですが、そちらの40ページからが全体構想、70ページから地域別構想となっております。

4番といたしまして、これまでの経過を記しております。

5番、計画期間ですが、平成30年度を基準年次とし、平成39年度を目標年次とする10年間の計画期間といたします。

次に、右肩、資料2をごらんいただけますでしょうか。

都市づくりの現状（都市づくりの進め方）についてでございます。都市計画マスタープランも、第4次総合計画で設定したまちの将来像や施策の大綱を踏まえて、目指すべきまちづくりをより明確にするために、都市づくりの目標像を下の緑で囲っております「いつまでも住み続けたい自然豊かで活力あるまち ～コンパクトの中に、くらしの質を高めるまちづくり～」と定めております。方向性については、下にも詳しく記載しておりますが、コンパクトな町域の中で町の特性を今後も維持しながら、高齢化を初めとする人口動向や住民のライフスタイルの変化等に対応し、移動利便性の向上など住民生活の質を高めていくというような意図でございます。

2番、都市づくりの基本方針でございますが、こちらは、上位計画である大阪府策定の南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、その方向性、基本方針に基づき、以下のように整理しております。

続いて、右肩、資料3をごらんください。

全体構想では14項目に分けて方針を定めております。14項目について、資料にはその項目と主なものをピックアップしてまとめたものでございます。

続きまして、資料4をお願いします。

資料4では、地域別構想の概要といたしまして、地域別構想の役割といたしましては、都市づく

りをより具体的に進めるために、地域におけるさまざまな課題や取り組みを示し、それぞれの地域からの課題を抽出し、目指すべき将来像の実現に向けた目標設定と取り組みを記載しております。エリアについては、各地区の状況や状況の類似性、中学校校区などを考慮し、北部、中部、南部、山間部の4つのエリアに設定し、それぞれのエリアでの課題、目標、主な取り組みを記載しております。資料の左側が課題、真ん中が目標、それから主な取り組み、一番右側でございます。

以上が全体構想と地域別構想を含めた概要でございます。

都市計画マスタープラン策定に係る今後のスケジュールでございますが、本日この議員全員協議会で説明の後、2月26日から3月12日までの間パブリックコメントを実施いたしますので、議員の皆さんもご意見等あれば、この機会を生かしていただきますようお願いいたします。その後、3月28日開催予定の第3回都市計画審議会において答申をいただく予定でございます。

説明は以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）都市計画マスタープランができていくわけですが、特に南小学校区で新しい住宅地で新しい家を建てられる区域、いわゆる南小学校区の子どもたちが物すごく減ってきているんですよ。だから、そういう中で和田、朝代、それから成合の一部に新しい住宅を建てられるような、市街化調整区域の住宅建設をできるような枠組みをこの中には一言も触れられていないんですけども、そういうところも踏まえて、新しい開拓地があれば野田とか五門等はどんどん使われてきているんです。そういう見方が全然されていないので、その辺の校区特有の問題に対応することはやはり検討していただきたい。パブリックコメントで言わなあかんのかわかりませんが、一言言っておきます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（坂上巳生男君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、熊取町都市計画マスタープラン（案）についての件を終了いたします。

次に、案件9、熊取町みどりの基本計画（案）についての件を説明願います。庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）それでは、熊取町みどりの基本計画（案）についてご説明申し上げます。

本日の資料でございますが、A4サイズの表紙とA3サイズの両面で1枚、資料1、2になっております。それとみどりの基本計画（案）の冊子でございます。

それでは説明申し上げます。

お手元の資料2枚目、A3の右肩、資料1をごらんください。

資料1は、みどりの基本計画の策定について、計画策定における目的や役割、位置づけ、経緯などを記載しているものでございます。

まず、1番としまして策定の目的と役割についてですが、住民の身近な生活空間における自然環境の保全や有効活用などに対する住民のニーズに応えるべく、住民に最も身近な町が主体となって、都市における地域の適正な保全と緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施することとしています。

次に、2番、位置づけについてですが、本計画は、市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画であり、行政運営の総合指標である第4次総合計画に即し、都市計画マスタープランに適合するものでございます。

次に、3番、これまでの経緯についてですが、平成21年3月に策定された第3次総合計画にあわせ、平成22年3月に平成29年を目標とした現みどりの基本計画を策定したものでございます。今回、第3次総合計画、都市計画マスタープランと同様、みどりの基本計画も目標年次を迎えたことにより、第4次総合計画、都市計画マスタープランとあわせ、10年後を目標としたみどりの基本計画を

新たに策定するものでございます。

次に、4番、計画期間についてですが、長期的な目標を見据え、第4次総合計画及び都市計画マスタープランと整合を図るため、目標年次を2027年（平成39年）とする10年間の計画期間とするものでございます。

次に、5番、計画に対するみどりの定義についてですが、そちらの右下の図のように、みどりを都市、公園など町が土地を所有している施設緑地、保安林など法や条例により土地利用を規制されている地域制緑地から成る緑地と、交通用地や水辺等のオープンスペースなどの緑化空間を対象とするものでございます。

次に、裏面にいただきまして、資料2でございませう。

こちらが、みどりの基本計画（案）の概要でございませう。

まず、1番に計画の目標についてですが、第4次総合計画に定めます「住みたい 住んでよかった ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」を目指し、1番、貴重なみどりの保全・継承、2番、多様なみどりの創出、3番、みどりの拠点づくり、4番、ネットワーク形成、5番、協働によるみどりづくりやふれあいの場の拡充の5つの目標を掲げていませう。

次に、2番、みどりの将来像についてですが、先ほどの1番の基本計画の目標を都市計画マスタープランでゾーン区別しております緑地保全活用ゾーン、環境調和ゾーン、市街化ゾーンごとに、右の表のとおり将来像に向けた施策を掲げていませう。緑地保全活用ゾーンでは、奥山自然公園・永楽ゆめの森公園のある自然緑地拠点でのみどりの保全、色感や彩りのある森林の再生、ボランティアなど協働による森林等の保全促進を、環境ゾーンでは、開発におけるみどりの回復・確保、彩りや個性に富んだ多目的な緑地の整備、緑化の促進、民有地の緑化促進、住民主体のみどりの安全を、市街地ゾーンでは、貴重な農地・ため池の保全活用、都市公園の適正配置及び個性ある緑化推進、都市公園などの協働管理システムなどを施策としていませう。また、3つのゾーンに共通しまして、それぞれのゾーンのみどりの特徴を生かした空間づくり、拠点づくりを行い、自然緑地拠点を核としたJ R熊取駅前までのネットワーク形成をするものでございませう。このみどりの将来像を図示したものが下の図でございませう。

次に、本計画の目標水準の設定についてですが、冊子の25ページをお開きください。

25ページ、1番でみどりの確保目標水準ですが、3項目ございませう。緑地の確保目標ということで、緑地の町域に対する割合を4割以上確保、2番目の丸としまして、施設緑地の整備目標、施設緑地を住民1人当たりおおむね30平方メートル以上確保、3つ目の丸ですが、緑被率の目標ということで、市街地区域で緑被率20%となっております。これは、大阪府のみどりの大阪推進計画に基づくものでございませう。本町の現状としましては、緑地の確保目標が4割に対し39.5%、施設緑地の整備目標が30平方メートル以上に対し39.75平方メートル、緑被率の目標としまして緑被率20%に対して21.3%となっております、おおむね府の目標水準を上回っているものでございませう。

最後に、今後のスケジュールですが、都市計画マスタープランと同様、本日の委員会で説明後、2月26日から3月12日までの間パブリックコメントを実施しますので、議員の皆様もご意見がございましたら期間にご意見をいただきたいと思ひませう。どうぞよろしくお願ひいたします。その後、3月28日の第3回都市計画審議会において報告の予定でございませう。

以上で、熊取町みどりの基本計画（案）の説明を終わります。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませうか。

（「なし」の声あり）

議長（坂上巳生男君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、熊取町みどりの基本計画（案）についての件を終了いたします。

次に、案件10、熊取町下水道ビジョン（経営戦略）の策定についての件を説明願ひませう。山田下

水道課長。

下水道課長（山田卓幸君） それでは、熊取町下水道ビジョン（経営戦略）の策定についてご説明いたします。

資料につきましては、A4判12ページ1つでございます。

内容につきましては、平成30年度及び31年度に策定予定の下水道ビジョンと、平成30年度熊取町下水道事業（経営戦略）の1年間の暫定版の公表に向けた説明となります。

1ページをごらんください。

まず、1点目の下水道ビジョン（経営戦略）とはでございますが、将来にわたって安定的に事業継続を維持するため、投資及び財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含め収支均衡を図った中長期的な計画でございます。事業の現状把握、分析及び将来予測とともに、目指すべき目標と施策を設定し、投資事業と維持管理更新事業の計画の合理化と収支バランスを図るとともに、目標達成の具体的な施策を数値化するなど、住民にも理解しやすい、見える化した計画でございます。

2点目のこれまでの経過と取り組みについてでございますが、国からの通知では、平成32年までに経営戦略の策定を100%とすることとされており、本町の取り組み状況は、平成30年4月から地方公営企業法を適用することとし、平成29年度熊取町下水道事業経営戦略を1年間の暫定版として平成29年2月24日の議員全員協議会にてご説明し、同年3月に公表してございます。

3点目の構成・期間・その他についてでございますが、構成については、第1編、熊取町下水道ビジョン（経営戦略）、第2編、熊取町下水道事業整備計画、第3編、熊取町下水道事業ストックマネジメント計画の3編立てとし、計画期間は平成32年度から平成41年度までの10年間で、平成36年度に中間見直しを行うこととしています。計画の策定期間については、平成30年度及び31年度の2年間としてございます。その他については、計画策定に要する経費の一部は特別交付税措置が講じられます。

2ページをごらんください。

4点目の下水道事業経営委員会の設置についてでございますが、本計画策定においては、本町の下水道事業経営に関する重要な中長期的な方針を決定するため、委員会の委員には有識者3名、住民3名の合計6名の委員会を設置するものでございます。この委員会につきましては、本会議において町が設置する執行機関の附属機関として追加され、その後、設置に係る規則制定を行うものでございます。

5点目の資料につきましては、4ページの資料①に下水道事業中長期計画のイメージ図を添付していますので、後ほどお目通しください。今回の策定範囲は、着色部の3つの計画でございます。

2ページにお戻りください。

6点目の平成30年度熊取町下水道事業経営戦略でございます。先ほどご説明しました下水道ビジョンが平成32年度からの計画となりますので、平成30年度及び31年度については、平成29年度と同様に1年間の暫定版にて策定することとしてございます。公表資料については、5ページから12ページまでの別添資料2のとおりでございます。記載内容及び公表方法については変更はなく、公表時期は平成30年3月下旬を予定してございます。なお、暫定版でございますので、2ページ及び3ページには平成29年度からの変更点を記載してございます。

平成29年度からの変更点をご説明いたしますので、5ページの資料②、熊取町下水道事業経営戦略をごらんください。

1、事業概要の①施設につきましては、供用開始後年数、法適の区分及び処理区域内人口密度を変更してございます。

6ページをごらんください。

上表の下段、平成28年度分の使用料を追加してございます。

7ページをごらんください。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析では、10ページの平成27年度の経営比較分析表にて類似団体との分析を行ってございます。内容については、類似団体との比較において大きな変化はございませんので、後ほどご確認ください。

次に、7ページ、3、投資・財政計画の(1)投資・財政計画では、11ページ及び12ページに平成30年度下水道事業会計予算案を記載してございます。

次に、(2)投資・財政計画の策定に当たっての説明の①投資についての説明については、平成30年度末の下水道人口普及率81.3%を目標としてございます。

8ページをごらんください。

②収支計画のうち財源についての説明については、使用料の据え置きや資本費平準化債の2,000万円増額借入れなどを記載してございます。

次に、(3)投資・財政計画の未反映の取り組みや今後検討予定の取り組み概要についての①今後の投資についての考え方・検討状況及び9ページ、②今後の財源についての考え方・検討状況それぞれの説明文中で、熊取町下水道ビジョン(経営戦略)に計画名称を変更してございます。

次に、4、経営戦略の事後検証、更新等に関する事項についても、説明文中で熊取町下水道ビジョン(経営戦略)に計画名称を変更してございます。

3ページにお戻りください。

最後に、平成30年度の高資本費対策に要する経費に係る地方交付税措置については、下から2行目に記載のとおり、現在の試算で890万円が地方交付税交付金として措置される見込みで、熊取町の歳入となります。

以上で、説明を終わります。

議長(坂上巳生男君)ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、熊取町下水道ビジョン(経営戦略)の策定についての件を終了いたします。泉谷都市整備部長。

都市整備部長(泉谷 徹君)お疲れのところどうもすみません。

案件1のアクションプログラムの中の54番のため池を活用した使用料の確保という中で、重光議員より、現在行われております太陽光発電設置事業の内容の中でだまし討ちとか強硬に事業を進めているというお言葉をいただいたんですけども、これまでもそのようなことはしておりませんし、今後も、事業を進める中では地元の意見を十分聞いた中で事業を進めていきたいと考えてございます。

簡単に経過だけご説明させていただきます。

現在、弘法池と免丸池、大池の3つの池を当初予定してございました。その中で大池につきましては、近隣地元自治会から業者を確定する前に説明会を開催してほしいというご意見がございましたので、説明会を開催させていただきまして、現在、協議を進めているところでございます。残る弘法池と免丸池につきましては、地元自治会と協議の結果、業者を確定してから地元説明会を開いてもいいというご意見をいただきましたので、その2つの池について業者の確定を12月にやってございます。公募をやりました。それで2社の確定が決まりました。その後、免丸池の近隣地元自治会から地元説明会についてのご意見をいただいたことから、現在、事業者も含めて協議をやっているところでございます。残る弘法池につきましては、現在、確定した事業者がパネルの設置位置、また周辺への影響の検証を行ってございまして、これらが固まり次第地元自治会に入っていきますので、ご説明をさせていただきたいと考えてございます。

全て地元自治会と協議が調った後に設置の工事が入っていきますし、どうしても何らかの影響、熱害とか、あと反射光の害とかいうのが出るようであれば事業の中止も含めて考えていきたいと考

えておりますので、何分その辺をご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で本日の案件は終了いたしました。

各議員にお諮りしたいと思います。事前にその他案件ということで報告事項が5件予定されておりますが、各議員のご都合等もございまして、その他案件の報告については、27日の議会運営委員会終了後に再度集まっていたいただいて、27日の議会運営委員会終了後に報告を受けるということにしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そういうことをご了解いただきたいと思います。残りの5つの案件につきましては、27日の議会運営委員会終了後にこの場で報告を受けたいと思います。

お疲れさまでした。以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「18時01分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

坂上巳生男

議員全員協議会

月 日 平成30年2月27日(火曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則
	3	番	浦川佳浩	4	番	阪口均
	5	番	坂上昌史	6	番	鱧谷陽子
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	9	番	服部脩二	10	番	矢野正憲
	11	番	佐古員規	12	番	河合弘樹
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	貝口良夫	企画部理事 兼シティプロモーション 推進課長	明松大介
	企画部理事 兼財政課長	東野秀毅	企画部理事	北川裕一
	総務部長	南和仁	総務部理事	塩谷義和
	総務部理事 兼契約検査課長	阪上章	政策企画課長	橘和彦
	人権推進課長	馬場智代	収納対策課長	堀口卓也
事務局	局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

案 件

1) その他

1. BNCT相談室業務の運用見直しについて
2. “熊取町×大阪体育大学” DASHプロジェクトに関する協働協定の締結について
3. 「宿泊施設事業実施を条件とする町有地賃貸借制限付一般競争入札の結果について」
4. 熊取町第2次男女共同参画プラン中間見直しについて
5. 町税等の収納方法の拡大(スマホ決済の導入)について
6. その他

議長(坂上巳生男君) 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

(「10時46分」開会)

議長(坂上巳生男君) 本日は、先週20日にその他案件としてご報告をいただく予定であった事項5件の報告を承ります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、順次報告願います。橘政策企画課長。

政策企画課長(橘 和彦君) それでは、お時間をいただきまして、私のほうから2点ご報告させていた

だきます。

まず1点目がBNC T相談室業務の運用見直しについてでございます。

こちらのほうは事前に資料のほうをお渡ししておるかと思っておりますので、こちらの資料に基づきましてご報告させていただきます。

まず1点目でございます見直し内容につきまして、皆様御存じのとおり平成27年5月から本町と京都大学原子炉実験所とが連携、申し合わせを行いましてBNC T相談室業務に携わってまいりました。平成30年4月から資料のとおり見直しを行う予定としてございます。

まず現状でございます。平成27年5月からこの3月末まででございますが、これまでどおりBNC T相談室業務を継続してございます。内容としまして、原則金曜日1時半から、1日最大4名まで、1回当たり30分という時間設定でやってまいりました。場所として熊取ふれあいセンターの2階。相談方法も医師に直接面談、もしくはこちらから、医師から電話する、そういった対応をしてまいりました。その相談につきましては、京都大学原子炉実験所の鈴木先生にお越しいただきまして、本町の看護師とともにこの相談業務に携わってきたところでございます。

それが4月以降につきましては、相談業務につきまして、受付というのは随時といいますか行ってまいります。方法になるんですけれども、これまでBNC Tの治療に結びつく、自分が対象になるか、ならないか、そういった内容につきましてはBNC T相談で対応していただきました鈴木先生に直接メールになりますますがやりとりできる、そういう形になります。

また、これまでBNC T相談室、それ以前のBNC T相談窓口、こういったノウハウ、これまで我々がBNC Tに携わってきた、これまでの知見をホームページにきっちりとQ&Aといいますか、質問、どんな質問が多かったかというのをたくさん蓄積させていただいておりますので、そういった内容をホームページに拡充をいたします。ですので、ホームページでのBNC T相談窓口的な形になってまいります。また、当然そのホームページを見られて熊取町に直接BNC Tとはどういうものですかという問い合わせも入ろうかと思っておりますので、こちらのほうにはこれまでどおり随時適切に対応してまいりたいと思っております。また、その中でどうしても鈴木先生に直接やはり医療的な相談をとったときには、先ほど申しました直接メールの方法もご案内させていただくという形で対応してまいります。

また、今般こういった見直しを行う理由でございますが、BNC T相談業務につきましては、開始から約3年が経過しております。先ほども申し上げましたBNC T相談窓口から考えますとかなりの年数もたっております。相談内容に対するノウハウが蓄積され、町職員の対応能力も非常に向上しております。ホームページ上でBNC Tに関係する質疑応答集などを掲載しながら、必要な情報を事前に相談者の方に提供する、そういった態勢もしっかりと整えることが可能であると。加えて鈴木先生への直接メール、こういったことで相談できる、そういう内容もございまして、非常に利便性、これまでは何カ月か先に予約をして、それを待たないといけないということもございましたので、利便性は高まる部分もございまして、こういった見直しを行うところでございます。

なお、業務の見直しは、行革の観点からも有益であると記載させていただいておりますが、先般の議員全員協議会の冒頭でもございました第3次行革のアクションプログラムの相談室の運営の見直しということで挙げておられます。行革の視点としましては、本町が採用していた看護師の人件費、こちらのほうの効果もあるというところでございます。これまでの実績でございますが、延べ325人ということで300人以上のご相談にも対応させていただいたところでございます。ただ、この取り組みにつきましては、住民のみならず全国的な、もしくは海外の方からもご相談いただくということで、非常に一定のニーズはあったかと思っておりますが、これまでどおり先ほど言いました相談体制の内容を見直して対応してまいりたいと思っております。

住民の皆様への周知方法につきましては、この月末になっております3月広報も配られるタイミングでございますが、3月広報では4月からの、これまでの予約の受け付けを廃止していることをまずはお知らせして、4月の広報で今この場で報告させていただいた内容、こういった部分も改め

て周知させていただくところでございます。ただ、BNCT相談の受け付けは2カ月前からということでもございましたので、ホームページ上では申しわけございません、事前になっておりましたが、4月以降の受け付けは休止している旨、既にホームページでは公開させていただいていたところでございます。

なお、BNCT相談業務、こういった内容で見直しを行います、これまでどおり本町の取り組みにつきましては、熊取アトムサイエンスパーク構想、また、BNCTの側面支援というのは、これまでどおり行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、2点目のご報告もあわせてさせていただきたいと思っております。こちらにつきましては、“熊取町×大阪体育大学”DASHプロジェクトに関する協働協定の締結についてということで、資料はございません。口頭でのご報告だけさせていただきます。

“熊取町×大阪体育大学”DASHプロジェクトに関する協働協定の締結につきまして、既に議員の皆様方には周知させていただいておりますが、申しわけございません、この場で改めて口頭でのご案内をさせていただきます。

12月議会の議員全員協議会におきまして、“熊取町×大阪体育大学”DASHプロジェクトの取り組みについてご報告いたしました、報告後もさまざまな連携についての協議も進めてきたところでございます。大阪体育大学とは既に平成17年3月に包括協定を締結しているところでございますが、本プロジェクトを進めていく上でもより具体的な取り組みを進めていくため、今般新たな協働連携協定締結とすることといたしました。つきましては、既にご案内のとおり3月2日金曜日12時20分から大阪体育大学におきまして締結式を行います。議長、副議長におかれましては来賓としてのご案内もさせていただいておりますとともに、全ての議員の皆様にもお知らせさせていただいております。ご多忙の折とは存じますが、調整の上ご来場いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

なお、当日は大阪体育大学におきまして国際交流協定を締結しているカナダのウェスタン大学との学術文化交流プログラムが実施されております。その合間をお借りして締結式をプログラムとして組んでおるところでございますので、あわせてお知らせさせていただきます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）それでは、明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）そうしましたら、宿泊施設事業実施を条件とします町有地賃貸借制限付一般競争入札の結果につきまして、議員の皆様方のほうにお知らせさせていただきます。

既に2月2日に速報といたしまして、ポスティングのほうをさせていただいておりますが、この場をお借りいたしまして、改めてご報告のほうをさせていただきたいと思っております。資料はございませんので、口頭で失礼させていただきます。

先の11月の議員全員協議会で説明させていただきました、熊取北自転車駐輪場跡地952.27平方メートルの一般競争入札に伴う公募のほう、これを本年1月9日から1月31日まで実施しましたところ1件の申し込みがございました。それに対しまして2月1日に開札いたしました結果、株式会社スーパーホテル様のほうに決定いたしましたので、改めてご報告のほうをさせていただきます。

なお、貸付期間は30年で、30年間の賃借料は8,400万円、1年当たり最低価格266万8,300円のところを280万円で落札いただいたところでございます。266万8,300円のところを280万円で落札ということでございます。今後の予定でございますが、現在仮契約条項を調整しているところでございまして、仮契約を締結の後には、本契約を締結し工事着工という運びになります。工事着工の後には、遅くとも18カ月後には竣工できるとの予定で確認してございます。

本取り組みに際しましては、熊取創生プロジェクトチームの取り組みとして全庁的に取り組んでまいりましたが、議員各位におかれましても本取り組みに対しまして条例制定から誘致に至るまでさまざまなご理解とご協力を賜りまして、まことにありがとうございました。この場をお借りいた

しまして、改めて御礼申し上げます。ご協力ありがとうございました。

以上、報告をもちまして御礼にかえさせていただきます。以上でございます。

議長（坂上巳生男君）続きまして、馬場人権推進課長。

人権推進課長（馬場智代君）では、熊取町第2次男女共同参画プラン中間見直しについて報告させていただきます。

お手元には中間見直し概要説明資料とともに、別紙1としてプラン改訂版の冊子（案）、別紙2として、その概要版、A3版1枚をお配りしております。

まず、A4の説明資料のほうをごらんいただけますでしょうか。

1番、中間見直しについてでございます。

本町では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成25年3月に「男女共同参画推進条例」を制定し、同月に「熊取町第2次男女共同参画プラン」を平成25年度から34年度までの10年間を計画期間として策定いたしました。

以後、男女共同参画に係る施策を推進してきたところでございますが、本プランの第3章3の計画期間において、「社会情勢等の変化に伴い適切な推進を図るため、必要に応じて見直しをするもの」と定めており、今年度で前半の5年が経過することから、中間見直しを行うことといたしました。

2番、今回の主な見直し点でございます。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、略して女性活躍推進法でございますが、この第6条第2項に定められた市町村推進計画について、本プランの基本的方向の1から3までの3つの方向のうちの2に位置づけることといたします。

(2) その他としては、平成25年度以降に制定や改正があった法律や、男女共同参画や女性への暴力についての新たな項目についてを記載することといたします。

3番、女性活躍推進法の概要でございます。

2で主な見直し点といたしました女性活躍推進法とはどういった法律で、市町村の責務や市町村推進計画とは何かというところでございますが、まず(1)の基本原則といたしまして、①②③と示しております。

①といたしましては、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。

②として、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。

③として、女性の職業生活と家庭生活の両立に関し、本人の意思が尊重されるべきことが示されているところでございます。

次のページに移ります。

4番の女性活躍推進法における市町村推進計画でございますが、(1)として、市町村は女性の職業生活における活躍についてを記述した推進計画の策定に努めることとされております。

(2)として、市町村推進計画は男女共同参画の計画書と一体で策定することが可能です。よって本町も男女共同参画プランの一部に推進計画を含むことといたします。

(3)として、市町村推進計画の内容として、相談体制や仕事と家庭の両立、ワーク・ライフ・バランスなどを記載いたします。

5番、熊取町における推進計画の内容に移ります。

別紙2の概要版をごらんいただけますでしょうか。

この中面の右、3ページ目に施策の体系とあるとおり、基本的方向として1から3までを定めております。本町の推進計画としては、このうちの基本的方向2に定めることといたします。そのうちの施策の方向(3)、(4)が女性活躍推進法に関連する項目となり、この箇所を本町の推進計画として定めるところです。

資料のほうに戻らせていただきます。

資料2ページの中ほど5の熊取町第2次男女共同参画プランにおける推進計画でございます。こちらの表は本編のほうの別紙1の29ページ以降の抜粋でありますので申し添えます。

まず、施策の方向(3)として、就労における女性活躍の推進を記載しております。そして、今回設けた具体的施策としては、③女性活躍推進のための取り組みと⑤町役場における女性活躍の職場づくりとしております。なお、③と⑤以外の具体的施策については、平成25年度より既に設けている項目でございます。

4ページをごらんいただけますでしょうか。

施策の方向(4)といたしましては、仕事と家庭の両立支援としての項目を施策としております。なお、これらの項目は今回の女性活躍推進法の本町の推進計画策定にあわせ文言のみを改訂しております。

最後に6番、5ページに移ります。

これまでの審議経過でございますが、昨年8月4日に今年度第1回の男女共同参画審議会を開催し、以降3回にわたって審議いただいたところです。また、昨年12月にはパブリックコメントを実施いたしました。そして、本日議員の皆様にご報告の後、今年度中に改訂版として策定をする予定でございます。

以上、報告といたします。

議長(坂上巳生男君) 続きまして、堀口収納対策課長。

収納対策課長(堀口卓也君) それでは、私のほうから町税等の収納方法の拡大、スマホ決済の導入について報告させていただきます。

事前にお配りいたしました説明資料の1ページをごらんください。

平成30年4月1日より、納税者の利便性を向上させるため、町税及び国民健康保険料の納付方法を拡大し、スマートフォンによる納付、スマホ決済の取り扱いを開始するものでございます。この決済の導入により、時間と場所にかかわらず、いつでもどこでも納付ができるようになることから、納税者の利便性の向上が図れるとともに徴収率の向上及び自主財源の確保が期待できるというものでございます。

この仕組みにつきましては、資料の2ページ目「スマホ決済収納サービスとは」をごらんください。

納付書とコンビニ収納用バーコードをスマホで読み取ることにより、銀行口座から即時振替等で収納が完了するサービスでございます。この図の上段、従来型来店とありますのが現在のコンビニ収納でございます。御存じのようにコンビニ店舗で納付書のバーコードを読み取ることにより収納を行うものでございます。これに対しまして下段、スマホ型(来店不要)とありますのが、今回導入のスマホ決済でございます。これは納付者において、スマートフォンに専用のアプリケーションをインストールし、これを操作、バーコードを読み込むなどを行うことにより、電子マネー、口座残額が不足していない限り町税等を即時に納付できるというものでございます。スマホで決済されたデータ及び現金がコンビニ店舗で支払えたものと図中央にありますCNS(地銀ネットワークサービス)において一本化され、本町に届く仕組みでございます。

このスマホ決済の専用のアプリケーションといたしましては、記述の2種類のアプリがございます。プレス発表前ということでアプリの名前については4月になるまで公表を控えていただきますようご注意をお願いいたします。この2つのアプリにつきましては、1つが電子マネーを介在、もう一方が口座から直接支払いするという差がございますけれども、電子マネーを介在するほうにつきましても電子マネーが不足もしくはゼロの場合には登録口座からチャージして支払われますので、使用感はほぼ同じものでございます。それぞれのアプリの操作のイメージを3ページ、4ページに記載してございます。

それでは、1ページ目にお戻りください。4番、費用でございます。

スマホ決済の導入につきましては、既に実施しているコンビニ収納の機能追加となることから、追加費用は発生いたしません。手数料につきましては、コンビニにおける手数料と同じ、1件当たり60円となります。

一部の新聞の紙面で本町の新年度予算（案）の記事の中にスマートフォンアプリによる町税収納の取り組み、204万円といった表現がございましたが、これは口座振替時に必要な1件60円のコンビニ収納の手数料を含む公金取扱手数料、それとコンビニ収納の基本料金であるコンビニエンスストア収納業務委託料を合わせた既存予算枠の204万円でございます。今回のスマートフォン決済の導入に追加された予算ではございません。今後とも収納の機会をふやし、利便性を向上することにより、収納率の向上、自主財源の確保に努めてまいります。

説明は以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ただいまで予定の報告は終わりましたが、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時09分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

坂上巳生男